

## 令和5年 第3回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和5年12月8日(金)

9:30～14:35

～速記録～

### ◎ 議長(西 昭夫)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、円滑な議事の運営にご協力をお願い申し上げます。まず、9月の連合長選挙において当選されました平沼広域連合長、また、新たに馬場和東町長が副連合長に着任されましたので、ご紹介いたします。ただいまから、令和5年第3回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。広域連合長、挨拶。

### ◎ 広域連合長(平沼 和彦)

皆さん、おはようございます。本日は、令和5年第3回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、季節性インフルエンザについては、この間、大変流行しており、管内の学校施設においても、これまで学級閉鎖が発生し、また、本日、南山城小学校では「学校閉鎖」がされることになり、子どもたちの感染が続いている状況でございます。皆様におかれましても、引き続きインフルエンザワクチンの予防接種をはじめ、小まめな手洗いなど、感染対策の徹底にご理解とご協力を賜りたいと考えています。さて、本定例会におきましては、令和4年度の決算認定、第2号の補正予算の件につきまして、ご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。

### ◎ 議長(西 昭夫)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。なお、前田参与から欠席の届けが出ています。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、1番、村山一彦議員、2番、向出健議員を指名します。なお、以上の両委員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いを致します。日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ◎ 議長(西 昭夫)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。日程第3、閉会中

の委員会調査報告を求めます。はじめに、総務厚生常任委員会委員長、畑武志議員。

◎ 総務厚生常任委員長（畑 武志）

それでは皆さん、改めましてお早うございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11月17日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室で開催しました。まず、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事後の状況等に関する報告を受けました。次に、令和5年第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和4年度一般会計決算概要について、令和5年度一般会計補正予算（第2号）（案）についての説明を受けました。令和4年度一般会計決算概要の主な質疑としては、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金の基金残高についての質問が出されました。また、令和5年度一般会計補正予算（第2号）（案）についての質疑では、塵芥処理費におけるごみ袋の追加購入代金についての質問が出されました。最後に、その他として、ごみ処理の広域化に係る方向性についての質疑が行われました。以上で、11月17日に開催した総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

続きまして、文教常任委員長、坂本英人議員。

◎ 文教常任委員長（坂本 英人）

続きまして、文教常任委員会からの報告をさせていただきます。本委員会は、11月17日午後1時半から和東町体験交流センター会議室で開催しました。まず、令和5年第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和4年度一般会計決算概要について、令和5年度一般会計補正予算（第2号）（案）についての説明を受けました。令和4年度一般会計決算概要の主な質疑では、笠置小学校給食費及び笠置中学校修学旅行費の収入率や、南山城村給食センター給食業務委託の方向性についての質問が出されました。また、令和5年度一般会計補正予算（第2号）（案）の主な質疑では、子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業に関する質問や、各小中学校に設置予定のアクセスポイントの増設委託について、質問が出されました。最後に、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事後の状況等に関する報告を受け、所管外ではありますが、令和5年度一般会計補正予算（第2号）（案）で計上されているクリーンセンター応急対策検討業務委託についての質問が出されました。以上で11月17日に開催した文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

以上で報告を終わります。日程第4、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。6番、鈴木かほる議員の発言を許します。

◎ 6番（鈴木 かほる）

お早うございます。6番議員、鈴木かほるです。議長の許可を得ましたので、質問書に沿って質問を行います。1つ目、学校給食の業者委託をやめ、直営に。南山城村給食センターは、小学校開校以来、民間事業者に委託されてきました。年度末で契約が切れ、契約更新の時期になっています。給食は、食育として大事な学校教育の一環です。学校管理栄養士を中心に、調理師、学校給食担当者、PTAの皆さんとよりよい給食を求めて、子どもたちを育てる大事な部門です。特に、南山城村の場合、離乳食を食べる保育園の子どもたちも対象で、アレルギーなど、より細やかな配慮が必要です。保育園0歳児から中学生までの子どもたちの成長を支えるため、業者委託から直営での移管を求め、質問します。（1）年度末の契約切替時期を機に、業者委託から直営にすべきではないですか。（2）給食費を今年度から1食当たり30円を上げた食材費予算がつかいましたが、その効果は出ていますか。2つ目、学校体育館の空調設備設置冷暖房で、学習環境の改善を。記録的な猛暑の中、小学校運動会の時期を遅らせるなどの工夫をされてきましたが、冷房設備、エアコンのない体育館は教育場所として使えなかったのではと危惧します。国、文科省も体育館の空調設置率を上げるため、国庫補助率を上げ、地域の避難所となる体育館への設置を促しているとの報道もあります。国交省の緊急防災・減災事業債の期限は、令和7年です。設置を計画し、予算獲得をすべきではないですか。命の問題として早急の対応を求め、質問します。（1）東部3町村小・中学校の空調設備設置計画の検討をすべきと考えます。特に、南山城小学校の体育館は、出入口以外開口部がなく、窓もない密室であり、快適な学習環境のために早急に設置の検討が必要ではないですか。3つ目、さらなる教育費無償化を進めるために、子どもたちの未来をつくる教育施策、隠れ教育費は保護者に大きな負担となっています。さらなる無償化を求めて、次の質問をします。小学校入学時の負担、無償化、軽減化を進めるべきではないですか。高校入学時のタブレット購入補助が必要ではないですか。以上です。あとは、自席に戻って続けたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 坂本議員

時間を止めたりさ。

◎ 議長（西 昭夫）

40分スタートだった。

◎ 坂本議員

どういうこと。説明してよ。

◎ 議長（西 昭夫）

今あったのは、何分までというのを言わないといけないのと違うかと、でも今まで東部連合議会では言っていないですよ。

◎ 坂本議員

何が起きている。

◎ 議長（西 昭夫）

30分とは何分までに言わないとあかんのと違うかというのが出たので、今まで東部連合でそれは言っていないというのを今ちょっとやり取りをただけ。

◎坂本議員

それだったらすぐに時計を止めてあげんと。

◎ 議長（西 昭夫）

大丈夫です。こっちで管理をしているので、大丈夫です。岡田教育長、よろしくお願ひします。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。お早うございます。鈴木議員の一般質問「学校給食の業者委託及び給食費値上げに伴う効果」についてお答えします。最初に、学校給食の村直営についてですが、本連合の発足時に当たっては、構成町村の教育に関する事務事業の「継続」を基本とし、「不易と流行」を見極めた教育を展開しながら、行政管理的効果や教育的効果を踏まえ、今日まで取組を進めてきたところです。ご質問にあります給食事業も、その事務事業の1つであり、鈴木議員もご承知のように連合の定数条例では、教育委員会の職員は10名となっており、定数外の職員については、連合規約第17条の別表に定めるように、負担割合が「町村単独」となっております。よって、調理業務を直営で、すなわち職員により行う場合は、給食対象施設が、南山城小学校、笠置中学校及び南山城保育園となっていることから、南山城村学校給食センターの職員は、南山城村及び笠置町において、新たに職員を採用され、派遣していただくこととなります。近年、学校給食に係る調理業務を民間事業者へ「委託」する自治体が増えつつある中、「直営方式」に変えることは、むしろ行財政改革や時代の潮流に逆行するのでないかと考えております。なお、派遣職員の正規・非正規の問題については、町村の人事に関係しますので、教育長としての答弁は差し控えさせていただきます。また、食育、離乳食を含めた献立、物資の購入、アレルギー対応などの問題は、学校栄養教諭を中心に給食センター所長、保育園長、保育園の担当栄養士、各学校や役場福祉課などの担当者を交え、定期的に給食調整会議を開催し、必要な事務調整等を行っております。先に申し上げました

ように、南山城村学校給食センターは、連合教育委員会において管理・運営を行っており、「調理業務」に限り民間事業者へ委託しているのが現状です。ご理解の程、よろしくお願ひ致します。次に、「学校体育館の空調設備、学習環境の改善」についてお答えします。最初に、日本には四季があり、暑いときもあれば寒いときもあり、それが子どもの教育にとって必要なこともあるかと思ひます。暑いから寒いからと言つて、冷暖房をすぐに使用するのではなく、工夫することも教育の一環であると考えます。体育館での体育の授業は、座学ではなく活動（運動）がメインですから、冬場の暖房は必要ないと考えます。同様に、夏場の冷房についても運動すれば汗はかきます。運動ができないような暑さのときには、基本的には体育館を使用した体育の授業をすることはありませぬ。ただ、運動会などの練習などで体育館を使用することもあります、これも体育の授業と同じような考え方をしております。とは言え、昨今の暑さは異常であります。ですから、異常な暑さのときの活動は、冷房の使える場所での活動をしてあります。さらに、夏場の体育は、プール授業となりますから、体育館を使う授業は基本的にありません。以上のように、各校からの回答もいただいております。よつて、体育館の冷暖房の設置については、子どもの活動の面やその設置にかかる費用対効果を考えると、現状で何とか対応をしていきたいというふうを考えております。とは言え、昨今の近隣の様子や、国の考え方も参考にし、今後も熟考していきたいと考えております。最後に、避難場所としての使用に当たつての考え方については、当該部局である市町村での判断であると考えています。次に、3つ目の「さらなる教育無償化を進めるために」についてお答え致します。最初に、小学校入学時の負担無償化と軽減化についてですが、相楽東部広域連合では、教育費の保護者負担の軽減及び「連合の人づくり」の観点から各種施策を講じてあります。中でも給食費の無償化は、平成30年度から取り組んであります。このほかにも、修学旅行費や校外学習費、各種検定試験受験料等の金額補助などに取り組んできたところですよ。入学時の負担軽減については、経済的な困窮家庭を対象とした就学援助制度において、入学費用の一部援助を目的に「新入学児童生徒学用品費」を支給しており、保護者の一時立替えの負担がないように12月に制度周知し、2月には支給しているところですよ。次に、高校入学時のタブレット購入補助についてですが、小・中学校の義務教育課程において使用する学習用端末については、無償貸与されていますが、高校授業で使用するタブレット端末の購入については、義務教育課程を所管する市町教育委員会が補助するのはなじまないものではないかというふうを考えています。高校生活で使用する学習用端末については、県教委等から無償貸与しているところもありますが、多くは家庭で購入し、その費用の一部を県教委が補助するかたちとなっています。京都府においては、端末購入に係る支援制度が創設されているところで、住民税非課税世帯への学習用端末の貸出し並びに、府立高校に通う家庭を対象とした「京都府立高等学校学習用端末購入費補助金」制度がありますので、これらを有効に活用していただきたいと思います。以上になります。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

鈴木議員からの学校給食に関するご質問について、教育長の答弁に続き、南山城村村長の立場でお答え致します。南山城村学校給食センターは、平成21年度の連合教育委員会の発足以降、民間事業者への業務委託を行っているところであり、南山城保育園につきましては、毎年度、連合教育委員会と南山城村との間で交わす覚書により、学校給食センターからの給食の提供を受け、また、保育園分の委託費や賄材料費について、南山城村が負担をしているところでございます。議員ご指摘のとおり、今年度末には、現在の民間事業者との委託契約の期限を迎えるわけではありますが、来年度当初から、直営方式に変更した場合に調理などを行っていただく人材を確保することは、現在の社会情勢を踏まえますと大変難しいものと考えております。また、これまで約14年間、民間事業者への業務委託を行っている中でも、特段の問題が生じていないことから、現時点では直営方式にすることは考えておりません。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

まず、一番最初の給食のことから行きたいと思いますが、教育長の今の時代の流れの中で逆行していると、その逆行はどういうところで逆行しているかといったら、今は本当に経済性が優先されて、そして大きく統合したりとか、それから民間に任せたりとか、そういう時代で大きな流れがあるというのは、もうご存知だと思うのです。だから本当に小さなところでもきちんと給食をしていくというのは大事だと思うので、先ほどのそのことについては教育長、考え直してほしいと思います。それからあと、いろいろと聞かせてもらったり調べたりもしましたけども、結局、村の給食センターの中で何が問題かといったら、問題というか私が言っているのは、栄養士さんは府の職員ですね。ちゃんと献立を立てて注文・発注もしています。そして、できるだけ村の野菜も使うように工夫してくれています。そして学校給食会、そういうところで対応してやってくれているわけです。ただ、調理をするところだけが委託されているのです。ではなぜそれを村でやったらいけないのか、和東でももっと村よりも小さな笠置でもちゃんと町でやっているわけでしょう。何でそれができないのかなと思います。それから、この給食の2つ目のところの食材費を上げての話ですが、この間いろいろと聞かせてもらった中で資料も出してもらったり、給食委員会の資料もいただきました。けれど、この食材費に関しての資料だけが何回もお願いしているにもかかわらず出てきていないのです。この30円を値上げしたことが私としては、これだけ子どもたちに豊かに食べてもらえるようになりましたよと、その一言が欲しいだけなのですが、その資料が

全然出てきていないのがとても残念です。答弁をお願いします。時間がもったいないですから。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。まず、最初の逆行についての話ですが、自分としてはそのように捉えておりますが、もう一度調べ直してみても、それが本当にいいのかどうなのかということとをさらに深く考えていきたいなというふうに思いますので、しばらく時間をいただきたいなというふうに思います。それから2つ目の、笠置や和東では直営でやっているのに村ではという話でございますが、さっきも答弁で言いましたように、人を確保するということの難しさ、困難さがありますので、そのあたりのところはもう一度それぞれの南山城村と相談をさせてもらう中で考えていきたいなというふうに思っています。最後に、ご指摘いただいた資料ですが、再度、確認させてもらいまして、提示していきたいなというふうに思っています。ただ30円を上げさせてもらったことによって、子どもたちの食が豊かになったかという点については、それに伴って物価も上昇してきておりますので、なかなか30円上げていただいたからといって、それが即、子どもたちに豊かになったかというところとそうではないと、さらに今調査を、これからしていくわけですが、さらにこの物価上昇は、30円ではとどまらないような見通しもありますので、さらにまたお願いをしなければいけないような状況も出てきますし、また、一部子どもの成長に伴って栄養管理はしっかりとしているところではあります。どうしても体の大きさや体格、それから運動、そういった個人差がありますので、一様に栄養バランスということももちろん大事ですので、それを頭に入れながら子どもたちが満足してもらえるような給食をさらに考えていきたいと思っております。以上で考えております。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

お聞きすると結局、委託にしているのは人がという話ですね。でも実際に笠置の給食調理員さんは2人でやっています。和東でも5人ぐらいでやっています。村の給食の中はちょっとややこしいのですが、でも地元の人がずっとそこで雇われて働いているのです。だからそういう調理のあれは持っているわけですね。資格が必要というのだったら、3年間、調理現場で働けば、調理師の資格はすぐ取れます。だからその気になればできないことではないのです。だから、来年すぐというのが無理だとすれば、例えば、今度3年間の契約を1年

だけの契約にして、検討の時間にするとか、そういう前向きな姿勢をいただけたらと思います。連合になったときには、最初はそれぞれの学校のやり方というふうになったから、それが引き継がれてしまっているのだと思うのです。その検討をするということを約束いただけたらありがたいですが。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

それぞれの町村の考え方、それからやり方があると思いますので、私一存でやりますということは申し上げられないですが、今の話を十分参考にさせていただいて、もう一度相談させていただきたいなというふうに思っております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

では次、体育館の問題です。時間がないのであれですけど、小学校の教室にエアコンをと言っていたときには、まだ何を言っているんやという感じの雰囲気があったかも分かりませんが、とにかくあそこは入れないと大変だということと言った。ところが今はもう普通教室にエアコンが入るのが全国的に当たり前になっています。そして、今は労安法では最高28度ですね。その温度を保つためにはやはり学校教育の環境の中もそうしなきゃいけないというふうに文科省も言った。この夏、特に大変でしたから、来年、再来年とさらに気候が大変になるということは予想がつきます。手遅れにならないように今全国10%ぐらいですけども、11%ぐらいですけど、やはり今からやっておかないと時代遅れの学校になってしまうと思うのです。だから本当に前向きに検討してほしい。緊急防災減災事業債も7年までしかないし、文科省も何かを言い出しているし、それから過疎債とか、そういうのも使えるかどうか、お金も考えながら前向きに検討してほしいと思うのです。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

議員がおっしゃるとおりです。ですので、さらに深く考え、そして、相談をさせてもらいながら進めていきたいなと思いますが、なかなか費用も膨大にかかることであつたり、単に空調設備を入れるというだけの問題ではなく、設備そのものに関わって大規模に改修しな



きやいけないようなことが起こってくるかと思いますが、そんなことも考慮しながら、検討していきたいなというふうに思いますが、なかなか一足飛びに「はい、やります。」というふうには言えないところがあると思います。ですが、おっしゃるとおり、深く調べていて、深く考えながら相談をしていきたいなというふうに思っています。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

実際に八幡市でやってどうだったかという資料も担当者の方にお渡ししていますし、ぜひ検討いただきたいと思います。次、保護者負担です。やはり保護者負担が大きいのは入学のときです。各、村の中の小学校、中学校の入学案内、資料をいただいていますけども、やはりこの中で大きいのは制服とかですよね。中学校の制服は新しくなって、前よりも1万円ほど安くなったという話も聞いていますし、よかったなど、洗濯もしやすくなっているし、けどちょっと中のポロシャツが透けて見えるのが女の子が嫌がっているという話は保護者から聞いています。これからされる小学校の入学説明会ですけど、これを見ていましたら、小学校の一番大きな金額が教材の算数ボックスとかというやつです。ところが算数ボックス、2,700円かと思って見ていたら、その下の方に注釈に算数ボックスの中身の検討をするので、若干の金額の変動があると思いますと書いているのです。実際に私も教師をしていた経験から、この算数ボックスの中は学校備品として買ってあげばいいようなものが結構あるのです。それで減らしていった経験もあるんですけど、こういうふうに小学校は前向きに保護者負担を減らそうとしている。この姿勢はすごくうれしいし、ありがたいと思っています。さらなる検討をお願いしたいと思います。まだ5分ぐらいありますので、教育長、どうですか。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

確かに保護者の負担が増えることは私どももよしと思っておりますし、できる限り保護者に負担がかからないようにというふうには考えております。いろいろなことで、これも一足飛びにできないのですけども、制服の問題や、これは校則等の問題も含めて校則で制服が決まっていたり、いろいろなことがありますので、そういったことは連合の今年の方針は「イノベーション」ということで、規制のやり方を変えなさいと、見直さなさいということを中心に学校にも働きかけていますし、そういった意味で少しずつは学校も、これまで当たり前のように行われてきたことを見直してもらっているところです。ですので、制服について

も制服というのが従来どこの学校でもあったものですがけれども、確かにすごく高いものなので、成長に伴って、自分も経験があるのですけれども、1年生で購入すれば3年生でもう一度買い替えなければいけないというようなことも起こり得ますので、そんなことも考慮に入れながら、制服も含め、そんなことを全て校則が関わっていることなので、そういったことも見直すようにという話はしていますので、考え方としては、できる限り保護者負担がないようにということで進めていますので、いろいろなあたりで見直していきながら、できる限りのことはしていきたいなというふうに考えますが、これもすぐに言ったからできますというような話ではないので、徐々に頑張っていきたいなというふうに思っていますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

中学校の制服、あれを決めるときに生徒の意見を聞いた、保護者の声も聞いたという中学校の在り方というか、とてもすばらしいなと思ったのです。さらにあの制服について、中に着るポロシャツが透けて見えるという話をさっきしましたけども、それで小学校の体操服もそうなのですが、村の指定業者さんは、今普段から店を開けているおうちじゃないですね。そんなこともあって、着替えを買いたいときにちょっと不便な思いをしているみたいなのです。今、教育アンケートを取っているのなんかを見ますと、できたら学校でそれを預かっておくとか、学校で販売をするとか、そんなことができないのかという保護者の意見もあります。それから、中のポロシャツは、いわゆる量販店で同じようなポロシャツが安く買えると、だから外の服はあれだけど、中のポロシャツぐらいはそれぞれ同じようなものだったら、白色だったらいいということにならへんのかとかがあります。それから、制服賛成の親もあれば、反対の親もあります。それはそれぞれ言い分がありますので、だから慎重に皆さんで相談していくということが大事ではないかなと思っています。先ほどの空調のことにこだわるのですけども、村の話ですけども、令和2年で庁舎建設の国の緊急防災のあれの制度が終わったのですね。今、村は庁舎を建て直すのにお金をためないとあかんと言って、いろいろと苦心してはります。そういう手遅れとか、ならないように本当に緊急に考えて、そして、毎年6月には国からの調査があるでしょう。だからそれに答えられるように前向きに検討してほしいです。前にレクチャーを求めに国の交渉に行ったときに、私が笠中のトイレのことを言ったのです。そうしたら、向こうの担当者は知っていました。笠中のことについては聞いていますと、知っていました。まだ予算を上げていないときですけどね。だからそういうことをやはり前向きにどんどん進めてほしいなと思います。一言、お願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

十分心に留めて検討していきたいなというふうに思いますので、また、そのときにご指摘いただいたらよいかと思いますので、頑張っていきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

これで、6番、鈴木議員の一般質問を終了します。続きまして、7番、岡田勇議員の発言を許します。

◎ 7番（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得て、一般質問を致します。まず、初めに、私事ではありますが、歯の治療を致しておりますので、言葉が聞き取りにくいかもしれませんが、ご理解のほどよろしくお願い致します。最初に、連合長をはじめ、管理者に質問を致します。恐らくこの話はどの方も今日までの経過は理解はされておりますが、内容については恐らく引継ぎぐらいの関係しかお解りはないかと推測致します。私は、今から申しあげることについては、議員諸君もあまりよく知らないと思います。私の申しあげることについて間違いがあるやも分かりませんが、これについてはご了承いただきたいとよろしくお願いを申し上げます。この話は私事ですが、私の1期目の当選から始まります。昭和62年の初めからの話であり、宗町長、竹内町長、次に堀町長、そして現在の馬場町長と4代の町長に任せさせていただくことになりました。自ら自負を致しているところでもあります。さて、ごみ処理についてであります。ごみ処理は、その当時、それぞれの町村の最重要課題になっており、苦慮しておりました。そこで京都府から処理について相楽郡はどうしているのかというお尋ねがあり、相楽郡内の7町村は木津川流域に一体的な地形を形成し、連帯意識と相互の理解、協力により従来から広域的に処理することが事業の合理化、効率化を図る上で適切な業務として、病院、消防、し尿処理及び町村税の滞納整理などを処理してきたところがあります。特に、最近における郡西部地域の関西文化科学学術研究都市の建設の進展に伴う人口増加及び従来からの共同施設の老朽化による改修、更新はもとより、相楽郡内全町村が喫緊に整備を必要とする下水道を除く新たな環境施設として、火葬場、霊園、最終処分場等の整備という極めて困難な課題に直面しており、これらの課題は早急に対応する必要があるから、郡内7町村長が慎重に協議の結果、環境施設の新設、改修、更新等について合意をし、確認書を交わされました。こういう確認書があります。これを少しだけ読み上げさせていただきます。これによると、基本的には環境施設は郡全体として対応するのが理想である。その施設は各町村が設置を分担するとあり、従来の経過もあり、当面は、それぞれの町村は

施設の新設、更新及び改修等、責任を持って分担するとあります。そこで加茂町域では、相楽郡広域事務組合火葬場とし、最終処分場は、笠置、和東、南山城となっており、し尿処理は山城町域を更新とすとなっています。また、ごみ処理は西部は打越台環境センターの施設改修、東部じんかい処理焼却場は、新設で和東町域で、加茂町清掃センターは更新、木津川町は木津町清掃センターの新設となっています。それらを踏まえて、平成20年8月28日にこのような確認書がございます。これによると、相楽郡広域事務組合を構成する5つの市町村の環境行政を担当する課長、西部じんかい処理組合、東部じんかい処理組合の事務局長及び京都府山城広域振興局、木津地域総務室長で構成する相楽地区環境施設整備検討会からの相楽地区における環境設備のことで整備検討会についての答申を踏まえ、相楽郡広域事務組合理事会として、次の各事項について確認すると致しております。内容について読み上げますと、平成8年2月26日に締結した「相楽郡内における環境施設整備に関する確認書」の市町村の役割担当について、改めて従来からの各市町村の責任と、役割を確認するものとなっております。1、火葬場、最終処分地の設置については、構成市町村の条件が満たされるまでの間見合わせるが、引き続き検討課題として位置づける。2、し尿処理場については、平成18年度に「し尿処理事業の今後の在り方検討会」、それにおいて取りまとめた大谷処理場、今後の在り方について、その報告書のとおり、処理量の半減する時期を目安に規模を縮小する方向で検討していくこととする。3、ごみ処理及びリサイクル施設については、今後あらゆる面から検討し、相楽圏域で1施設という平成11年度策定の「京都府ごみ処理広域化計画」を基本として、早期の具体化に向け、あらゆる面から協議を進めることとする。4、これらの事業の推進のために、財源については、あらゆる手段を検討し、負担の軽減に努めると記載をされております。これらは過去の相楽郡7市町村の申合せ、もしくは確認書でもある。しかし、合意はしなくてはならないが、決して合意をしていない場合もあります。それは東部について、和東町においては焼却場、これは現在に至っておりますが、そのときの合意点では、南山城村は最終処分地、笠置町は中間処理施設とあり、今日の合意点は和東だけが約束どおり、いろいろな局面に対して苦慮しながら約束を守ってきました。その間、地元の反対や非常に難しい問題、特に、建設について、工事の不良のため、途中から擁壁が沈下し、また、亀裂が生じて工事が止まったときもありました。しかるに施設だけは止めることができなかつたときも、堀町長は地元協力者と話し合い、何とか今日に至ってきました。この苦しみはほかの市町村の皆さんには本当に分かるでしょうか。私は恩を着せるつもりはありません。2町村の意向が新聞報道に出たのは、これで三度目です。2023年8月25日の朝日、2023年10月22日の京都、そして、一昨日の京都新聞に報道されていることは、すなわち2町村だけが三重県の西と府県の境を越えた広域的なごみ処理施設新設の検討を始めるとあります。三重県側では、「2034年3月に焼却リサイクル施設の操業期限を迎えることから」とあります。10年先の議論をされ、検討を進められている両町村は参加の意向を表明されていますが、和東町は参加しない方針とあります。2町村はまだ東部連合の後始末さえ全く協議されていないのに、なぜ急に、

急いで県外の2市に話しかけをされているのでしょうか。ただ、伊賀市と両町村は人口流出の防止を目的に、医療や公共交通などの分野で連携し、定住自立圏構想に参加していることを私たちは知っております。しかも一昨日の報道では、協議会をつくり、事務局より建設費の試算まで見込み、24年春には法定協議会を立ち上げ、負担の割合や立地のほか、分別や収集方法など必要事項を定めて基本構想を策定するとあり、いったいつ頃からこの話が進んでいたのか、また、堀町長もこのことを知っておられて進めてこられたか。このような話はいつどこで話が出たのか、笠置から出たのか、南山城から出たのか、和束はいったいどうなっているか。東部3町村が一体となり、30数年来お互いに譲り合いながらやってきたのではないのでしょうか。それなのに、先駆けは私はあまり好ましくないと考えております。それぞれの事態にそれぞれの理由はあるでしょう。しかし、どんなことでも共有しながらやってきたことは何なのか。今後の2町1村におけるごみ行政をどのように考えておられるのか。もう少し過去を振り返りますと、工事のときもそうでした。三者が一丸となり、平成11年3月完成に至っておりますが、先ほど申し上げたとおり工事のことは、本当に皆さんも知っていたとおり、問題が発生して20年余り経過をし、訴訟問題まで起こりました。平成30年12月26日に相手方が裁判所で提示した和解金を受諾し、和解金3億8,000万円及び訴訟費用470万円を相楽東部広域連合に支払う和解が成立を致しました。その裁判中の20数年の間の造成工事にも、擁壁や周辺土地に沈下や亀裂の現象が発生し、擁壁が崩壊する危険性から造成地の一部の使用制限が必要となり、そのため施設運営にも影響が多大でありました。一方、ごみ処理施設には大きな問題はないとして、同年4月から施設を稼働させることとしました。一方、工事請負業者らに対し、瑕疵担保責任による補修等の対策を求めたものの、この敷地の変状の原因は自然由来、すなわち地滑りであり、施工等において過失はなかったとして原状回復や擁壁補修等の損害に対する補填にも応じることはありませんでした。その後も擁壁の沈下や膨らみ、ひび割れといった変形は収束せず、崩壊による町道や本体施設等への影響が懸念されました。議会や住民の方々から敷地や周辺土地の変状原因及び責任を明らかにし、根本的修復工事を早急にすべきとの意見もいただきました。専門家から意見、顧問弁護士の協議を踏まえ、議会の承認を得て、平成19年2月22日、京都地方裁判所に工事請負者に対し、民法第709条、不法行為義務違反による損害賠償請求5億4,000万円の訴えを提訴しました。訴訟は変状の主な原因がどこにあるのか、施工に問題はなかったのか、その責任の所在が争点となり、専門家による意見が必要になったことは、裁判所の鑑定人による鑑定などにより、審議は7年余りの時間を要しました。その結果、変状の主な原因は工事の施工不良によることが明らかとなり、平成26年3月28日に設計監理者の(株)ウエスコと施工者の日立造船(株)に対して、連帯して5億4,873万2,520円を支払えと広域連合の主張が全面的に認められた判決が言い渡されました。一審の判決を不服として相手方、(株)ウエスコ、4月10日に、日立造船(株)は4月14日に大阪高等裁判所に控訴しました。広域連合側は、一審判決は正当として引き続き専門家の意見など、新たに証拠書類を提出、変状の原因は相手側の工事施工に関わる義務

違反によるものであることを改めて主張していきました。4年8か月に及ぶ審議の結果、平成30年12月11日に控訴人（株）ウエスコ及び日立造船（株）からは、被控訴人広域連合に対して3億8,000円の和解金と、470万の控訴費用を認める和解勧告が指示され、この内容で受諾することを12月21日の議会で承認をいただき、ついに12月26日に和解が決着しました。今回は和解に応じるとした理由は、これまでの広域連合が主張してきた擁壁工事の損害額、応急的な安全対策費や裁判に要した経費などがほぼ認められた結果、和解提示額として示されたものと判断を致したわけであります。それから、先ほど申し上げました2町村のことであります。仮に2町村が今から審議をしながら何年間のうちに締結されたとし、それまではどこで焼却をするのか、その点もお聞かせください。それともう一方、事務局も当然、和束町が別の道を選んだとして、2対1となり、事務局も別になるでしょう。それにもっと大事なことは伴い、教育委員会はどのようになるのでしょうか。そんなことはもう既にお考えであろうとは思いますが、これも別々になるかも分かりません。今までの教育目標と異なることになり、これはまた大変な労力を要することになるでしょう。この議論は教育長にお尋ねするとし、連合は日本でたった1つの町村合併ではなく、連合であるという自負をしておりました。しかし解散になるでしょう。この議論はもとよりこのごみ問題は、教育行政にも影響するでしょう。行政において、引ついたり離れたりすることはいかに難しいかお分かりでしょう。私は平成30年3月定例会において、次のような質問を致しました。当時、連合長は、堀町長でした。すなわち東部連合の行く道は、1丁目1番地とおっしゃっておりました。それは西部に加入することであります。このことが一番ベターではあるが、西部と協議がうまく行っていないとのことで、次に2丁目2番地、和束町において丁重に延期することと述べておられましたが、和束町の住民の反対がかなりあり、これも無理だと考えておられました。そして次は、3丁目3番地、すなわち民間に暫定的に処理をしないではおっしゃっておられました。それがいつの間にか民間の他の県外の共生に移っているではありませんか。なぜでしょう。これは私らでは分かりません。平沼連合長と笠置町の中町長にお尋ねを致したいと思います。終わりに、堀町長のことを出しましたが、堀町長の功績はいかに大きかったことに敬意を払い、哀悼の誠をささげたいと思います。人間世界において、結婚・離婚などは日常茶飯事であります。行政間の合併とはつくづく難しいと肝に銘じております。以上で、一般質問を終わります。なお、教育についてであります。時間がございませんので、今度の次の議会のときにでもさせていただきたいと思っております。あとは坂本君にお任せを致します。以上で、一般質問を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ただいま岡田議員からいろいろとご質問をいただきましたが、その中でごみの件につい

で私からお答えしたいと思うのですが、これまで過去の歴史も述べられた中で、本当に和東町さんには、非常にごみ処理、迷惑施設を受け持っていただくということで、地元撰原区、または下島区の皆さんにも大変お世話になりながら、これまで20年にわたり各東部連合のごみを処理していただきましたことには、非常に感謝を申し上げます。ただ、現状のこの処理施設が休止の状態、今後どうするかということは、これまで随分この東部連合の議題の中でも話し合ってきたわけなのですが、先ほど質問の中で、いつ頃そういった伊賀市との話が出たのかというのは、今年の2月頃だと記憶しております。伊賀市からお話があったのが、伊賀市もあと10年後には現在使っている焼却施設がもう使用できなくなると、ついではこの頃のごみ処理施設というのは、だんだん大型化になってきており、本当に数十万都市、50万都市ぐらいの広域で大きな焼却炉、それも本当に完全クリーンな近代的な焼却炉を建設してというのが今のトレンドであります。そういった中で伊賀市さんは名張市さんと合併でやると、そのときに定住自立圏の構成している笠置、南山城ということで声がかかりました。そういったことに参加する意思はございますかというお問合せがありました。そのときに私は東部連合で今現在お世話になっておりますので、堀町長さんにもその件は、その時点でお話をさせていただいております。決して黙ってやったということではなく、今現在東部連合で3町村でお世話になっているごみの処理をそのまま引き続き今の現状どおり、伊賀市さんの方と一緒に行けたらと、今現在は緊急避難的ということで、10年間の期限つきで伊賀市さんからまた三重中央さんに委託をしていると、これは伊賀市さんの認可といいますか、許可を得て緊急避難的に面倒を見ようということで、10年間という約束で三重中央開発さんに委託をしているという、これが現状ですね。私はそういった話を堀町長さんに、これは延べ数時間話をしております。会うたびにこの話をしているのですが、堀町長さんのご意向は、和東町は民間委託にすると、この方針を出されておりました。民間委託ってどういうことですかと、いや、今までどおり三重中の方に行くんやと、三重中に行くのは伊賀市さんを通してという話になりますよと。三重中、直接にそういう民間委託というのはできないのではないのですかというふうに言うのですが、いや、それはできると、もしできんかったら御所のクリーンセンターの方にまた行ったらいいんやと、そこで全然話の方向が合わなくて、それよりも本当に今までと同じ形態で行く、むしろその中の協議会に入ってやる方がもっと強くなるやないかということで、随分お話をさせてもらったのです。そして伊賀市さんは、4月の末ぐらいまでに返事をくれというふうなことで、それまでに意思表示をしてほしいと、任意協議会に入って、その後、法定協議会ということなのですが、それで堀町長さんが引き続き連合長で、その辺のところの会議を出してもらえればいいかなというふうに思っていたのですが、不幸な出来事が起こったもので、突然、私にその役目が回ってきたわけなのですが、その後も伊賀市さんも和東町さんにお誘いの話もされております。今でもそういったことはできるのですが、そこで最初にそういった判断をされましたので、2対1に分かれたということになります。ただし、また、和東町さんも違う道を模索されているということで、今現在は聞いておりますが、もちろんまた

一緒にやればいいなということで、私としては3町村がそろって行けば一番いいと、このごみ問題は解決できるということで願っていたのですが、不幸かそういうことになりました。それでこれまでの連合の基本方針として、現施設の再稼働を見据えた基幹的設備の改良とか、2つ目に新たな焼却施設の整備、新設ということですね。3つ目に他の自治体との広域処理、そして最後に民間委託、この4つの選択肢の中から1つを選ぶということは、これは連合の中で決められたことです。現状の施設がこのまま再稼働するというのは、これは非常に難しいし、あの場所に同じものをまた建て替えるというのも、これは現実的には難しいだろうと。残るは広域処理か民間委託と、この2つに残るわけですが、そこで我々首長の中で広域処理の方に行くのと、それから民間委託というところで、そこで分かれたということですが、できることならば一緒に今までどおり、3町村そろってごみ行政、または教育行政も一緒に足並みを揃えてやりたいというのが、私の本音でございます。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

中副連合長。簡潔にお願いします。認めます。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

ただいま連合長から説明がございました。基本的にいつからこの話があったのかということ、1月の末ぐらいに、私の記憶ですけど、何かそういう話があるということで、2月にお話がありましたと、3月末までに任協に入るかどうかを回答してくれということで、笠置町としてどうするのかということを検討しながら、東部3町村が一緒に行けたらいいですよということでお話はさせてもらっていました。和東町さん、堀さんとも十分お話をさせてもらったのですが、中さん、和東には業者もおるし、施設もあるということもあるし。

◎ 議長（西 昭夫）

中副連合長、重なるようなところは。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

飛ばすんですね。

◎ 議長（西 昭夫）

短くお願いします。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

結局ご相談といいますか、和東の堀町長さんにも私から十分お話をさせてもらい、できるだけ3町村一緒にごみの問題、それから今の既存の施設の問題、いろいろとございますけど



も、相談しながら進めていきたいですというお話はさせていただいておりました。あとは、教育委員会がどうなるのかというようなお話もございましたけれども、基本的に今後東部連合の果たすべき役割というのは増えていくと思いますので、そのあたりのことも含めて、東部連合3町村でしっかりと足並みをそろえてできるように努力したいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

これで、7番、岡田議員の一般質問を終わります。この際、休憩をします。議場内の時計で11時まで、11時から再開します。

（休憩 10：45～11：00）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。5番、坂本英人議員の発言を許します。

◎ 5番（坂本 英人）

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。まず初めに、相楽東部3町村のごみ処理について、東部じんかい処理組合が運営してきた東部クリーンセンターが休止して5年が経過しようとしております。現在は、伊賀市に緊急避難措置として民間施設にてごみ処理を実施されているところです。先日の報道にもありましたが、伊賀市、名張市、笠置町、南山城村で10年後に向けて協議会を設置するとのことでしたが、和東町が参加されておらず、連合の議員として困惑しております。これからの3町村のごみ行政をどのようにお考えか、正副連合長にお伺い致します。続きまして、中学校3年生の受験対策について、高校受験を目の前に控えた3年生の受験対策は、学校教育の現場としてどのように行われているか、現状とお考えを聞かせてください。最後に、相楽東部広域連合の検証について、令和6年度は相楽東部広域連合が設立されて15周年の節目となるわけですが、今までどのような検証をされてきたのかお伺い致します。例規等の改正についてお伺い致します。相楽東部広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第7条、一般廃棄物処理手数料の改正について、相楽東部広域連合笠置児童館設置条例について、相楽東部広域連合職員派遣実施要綱についてお聞き致します。あとは自席に帰って質問をさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

坂本議員から出されました3つのご質問のうちの1つ目と3つ目についてお答え致しま

す。まず、1つ目の今後のごみ処理行政に関するご質問についてお答え致します。本年3月の定例会におきましても答弁しておりますが、令和2年7月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、今後の可燃ごみ処理の方向性として、1つ目に、現施設の再稼働を見据えた基幹的設備の改良、2つ目に新たな焼却施設の整備、3つ目に他の自治体との広域処理、最後に民間委託の4案が提示されているところでございます。しかしながら、このうち現施設の再稼働を見据えた基幹的設備の改良及び新たな焼却施設の整備につきましては、費用面や搬入路の整備のほか、その前提となる地元の了解などからも、その実現は極めて難しいものと考えております。議員ご紹介の報道にもありましたとおり、笠置町と南山城村では、定住自立圏に参画していることを契機として、現在、三重県の伊賀市・名張市を含めた4市町村による今後のごみ処理を行うための枠組みに参画し、協議を行っているところでございます。広域処理に当たりましては、クリーンセンターの稼働当時も同様ではございますが、施設周辺には住民の皆様がおられ、それぞれ住民の皆様のご理解をいただくことが前提となるものであり、施設稼働に至るまでには、候補地の選定や用地取得、インフラや建設工事など、10年程度の時間を要するため、昨年度末に参画の判断をしたものでございます。議員ご指摘の和東町につきましては、現時点では、この枠組みには参画してございませんが、一般廃棄物処理基本計画は、広域連合のみならず構成町村におきましても同様に策定していることから、現在、京都府における同様の議論があることを踏まえ、様々な検討を行っているところでございます。従いまして、ごみ処理の今後の方向性と致しましては、現在行っております緊急避難措置としての民間委託を当面は継続しつつも、あくまでも3町村がそろって安定的にごみ処理が可能となる広域処理を目指して、できる限り早期に3町村が将来的な受入先の確保に向けた調整を継続することと考えているところでございます。一方で、現在、休止しております相楽東部クリーンセンターにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、建て替えや再稼働が極めて難しいことから、将来的には施設を廃止し、解体することになりますけれども、その解体にも多額の費用を要することが想定されるところでございます。解体するに至った場合には、クリーンセンターの安全対策基金をできる限り活用したいと考えておりますが、国等の補助金を活用できる見込みが現時点で乏しい中では、引き続き国や京都府、そして広域振興局とも十分な調整や関係づくりが必要ではないかと考えているところでございます。従いまして、ごみ処理の受入先の確保に一定のめどがつくまでは、「一般廃棄物の処理は市町村の責務である」との廃棄物処理法上の趣旨を踏まえ、現在の状態をできる限り維持していく必要があると考えております。このため、まずは本定例会におきまして、応急対策のための検討費に係る補正予算を計上しているところでございますが、翌年度以降は1円でも安く、かつ1日でも長く維持ができる対策を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。続きまして、3つ目の相楽東部広域連合の検証等に関するご質問についてお答え致します。まず、広域連合の検証について、でございますが、教育委員会におきましては、ご承知のとおり、毎年度、教育委員会に関する事務の点検評価報告書を作成されており、

点検や見直しを随時行っているところでございます。広域連合全体で申しますと、発足から3年を経過した平成24年度に広域連合3年の検証を行っており、連合の組織をはじめ財政的側面及び広報、環境、福祉、そして教育の各分野において、効果と課題を検証したところでございます。これらの検証を踏まえ、環境分野では3町村のごみの収集、運搬の1本化や福祉や教育分野におきましては、いじめ調査委員会の設置、運営や認知症初期集中支援事業に関する事務を新たに共同処理するなど、これまでに様々な成果を上げてきたものと承知致しているところでございます。以降、広域連合全体での検証は行っておりませんが、さらなるスケールメリットの確保を目指す取組について、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。次に、例規等に関する改正など、今後の方向性に関するご質問ですが、1つ目の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第7条、一般廃棄物処理手数料について、でございますが、これまでからも一般廃棄物の搬出事業者から、その搬出事業者としての責任を果たしていただくために、条例に定める手数料をいただいているところでございます。処理費用に見合った手数料となっているのかという点につきましては、正副連合長においても、これに関する問題意識は共有しているところでございます。しかしながら、現在、来年度から5年間の新たな契約に向けた手続を順次進めているところでありますが、人件費や燃料費の高騰に伴い、委託契約額の増が予想されるところでございます。つきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行の令和5年度、今年度の実績を踏まえ、その資産分析や段階的に手数料を上げることなどを含め、条例改正に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。続いて、2つ目の連合笠置児童館設置条例について、でございますが、笠置児童館につきましては、昨年7月の定例会で答弁しておりますが、昭和52年の建築から約46年が経過し、老朽化が著しく進んでいるため、平成23年度に実施しました仮の耐震検査の結果を踏まえ、議員ご承知のとおり、令和2年度から暫定的に現在の笠置会館内において、児童館を運営しているところでございます。笠置児童館は同設置条例第1条の趣旨にもありますとおり、児童の心身の健やかな育成とともに、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決、基本的人権尊重の精神を育むことを目的として設置しているものでございます。笠置町の人権担当課との連携、協働をさらに深め、条例の趣旨、目的の一層の推進を図るため、同児童館の笠置町への移管につきましては、関係機関等との協議を続けていると伺っているところでございます。調整が整い次第、広域連合規約の改正や議員ご指摘の条例改正など、所要の手続を進めてまいりたい、現時点ではこのように考えているところでございます。最後の、連合の職員派遣実施要綱についてでございますが、平成21年度から同要綱の各規定に基づき、構成町村からの職員派遣をいただいているところでございます。一方で、今年度の当初予算には連合の将来を担い、長期的視点に立った人材を確保するため、職員採用に係る試験費が計上されているところであり、現在、採用試験に係る事務を進めているところでございます。この職員採用と構成町村からの派遣職員の関係性につきましては、採用した者の数に応じて派遣職員を減らすことを基本としており、当面は、採用に伴う連合職員の定数の変更は想定しておりません。職員を採用することが決定した場合には、同要綱第2条に掲

げる職員派遣要請書において、連合から派遣を求める職員の数が変更になるため、要綱自体の改正は現時点では変更する必要はないと考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。坂本議員の一般質問「中学3年生の受験対策について」学校現場における現状と受験に対する考え方についてお答えします。最初に、近年の京都府の動向ですが、公立高校志望者が減少傾向にあり、通信制を含む私学希望者が増加傾向にあります。この傾向は山城地域においても同様であります。私学、通信制が増加傾向にあることは、高等学校の授業料の無償化、京都府のあんしん就学支援制度によるものと、不登校生徒の進学先が通信制を選択することによるものと考えられます。また、管内の2校の進学に向けての動向ですが、第1志望に公立を考え、私学を併願する傾向にあります。このことを踏まえ、両校の受験対策ですが、日々の授業を大切にすることは大前提ではありますが、入試対策として、和東中学校では7時間目学習、笠置中学校ではアフチャレ（放課後学習）を実施しています。さらに個別の対応として、教科別に質問に対応する学習支援、自宅でのタブレット等を活用した対応など、きめ細かな対応を実施しております。また、面接試験対策としてマナー講座、学年による面接指導、管理職を面接官とした実践的練習なども行っております。次に、両校の進路指導についてですが、1・2年生時には、将来の夢や就きたい職業などを考えさせることや、職場体験を通して広く進路を考えさせてはいますが、中学3年生においては、基本的に高校進学に向けての指導をしております。それは生徒が生涯にわたり幸せな人生を送るために、自己の人生を自分で切り拓いていくための試練であり、自分の夢や目標を考える機会として捉えています。ゆえに進学先の決定については、進路面談を通して本人・保護者と進めていきますが、本人の意志が重要であると考えています。とは言え、中学3年生のこの時期に明確な考えを持つことは難しく、また、数多ある高校から1校を選ぶことに迷いもあると考えています。よって、その進路の選択に当たっての情報を的確に提供することや、希望する学校の説明会、オープンスクール等に積極的に参加することを進めています。最終的な受験校は、本人の意志、保護者の同意をもって決定してはいますが、確実に進路先が確保できるように教職員でアドバイス等を行っています。最後に、教育委員会としては、小規模・少人数であるという連合のメリットを生かし、一人一人の子どもに幼少期から深く関わり、継続して子どもの成長を見守ることで、進路希望の実現ができるように各校へ指示しております。また、義務教育終了は1つの区切りではありますが、連合管内の子どもたちが高校を卒業、大学、就職など、幸せな人生を実現し、ふるさとを愛し、ふるさとに関わり続けてもらえるよう、でき得る限り見守りたいと考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

僕は7年議員をやっていますけど、ここまでしっかりとした答弁をもらえるのは久しぶりでちょっと困惑しているのですけども、もっと端的に答えていただきたいくて、なぜ東、部3町村で考えられなかったのか、そこを正副連合長にお聞きしますと言ったのですけど、答弁はいただけておりません。僕は以前この東部クリーンセンターで勤めておりました。本当に委託業者さんとも切磋琢磨して働いていたのですけども、まさかこんなような状況になるとは思っていないでして、なぜ、ここで足並みを外すのか、なぜ、こんな考え方になるのか、そしてなぜ笠置町はあの段階で踏み切ったのか、まだ猶予があるのではないですかね。和東町には考える時間があるって、なぜ、笠置町にはなかったのか、その辺をお伺いしたい。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

東部連合のことはもちろんでございますが、このごみ処理における過去につきましては、一般廃棄物の処理は市町村の責務であるという、その基本方針に則って我々は我々の計画を持っております。笠置町さんは笠置町さんであります。和東町さんは、そのときの堀町長さんの考えは我々とちょっと違ったということで、しかし、和東町さんもまた今模索されておりますので、新たな広域にあれされるのかと、またいろいろとある、それはまた馬場町長さんの方にその考えをお伺いしていただきたいと思いますが、まずは、基本方針としては、ごみの処理は市町村の責務であるということに則り我々は考えている。こういう話がありますからどうですか、ということももちろん相談をしながら、理事者同士はずっとその話を詰めてきております。

◎ 議長（西 昭夫）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

連合長のおっしゃることが僕にはよく分かりません。この東部じんかい、東部連合、それを1団体として今まで運営されてきた。廃棄物処理計画もその1団体で今まで提出してきた。でも今になってなぜ、それが2町1村各自治体のごみの処理を考えましょう、僕ら議員は聞いたことがないはずですよ。各町村で今から考えますと、これは議会軽視甚だしいと僕は思っているのですよ。なぜ、議会を無視して自治体だけで考えるのですか。何のため

の連合議会なのですか。いつどこで各市町で考えましょうというふうになったのですか。東部じんかい処理組合はどうなるのですか。お考えをお聞きしたい。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

東部連合は、東部連合としての5年間のごみ計画は持っておりますが、同じように各町村の5年間のごみ計画というのを持っております。その中で各町村が今は東部連合として一緒にやりますよというのをこの前身のときからそういう方向で来ています。ただ、その経過で来ていますが、今現状となってこういう経過を踏まえて我々はごみ計画をこうしていこうというふうに結論を出したわけでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

分かん。端的に言って、例えば昔、南都興産の最終処分場を使わせていただいたとき、これはこの3町村の東部連合が1団体として登録されていたのですよ。あそこは50団体しか登録できないですね。その中でうちら3自治体を1、一くくりでやっていたのですよ。これは広域連合やからですよ。3町村、市町で足並みをそろえていたからそういうことができたわけですよ。なぜ、その体制を崩したんだということをお聞きしている。その答えは1つも今述べられていない。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほどからも何度も言うておりますけども、進む道がここで分かれたということをおっしゃいます。ただし、ごみの責任は各市町村の責務であるということに基づいて、それぞれがどういう方向がいいかと、安心・安全のごみ処理はどれがいいかということは、それぞれの首長が皆考えているわけでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

それぞれの首長の考えをお聞きしたいのですけども、よろしいでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

中副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

ただいまの坂本議員のご質問でございます。私は就任してすぐにクリーンセンターを堀町長にご案内していただきまして、現地を見にいった、その後、随分と堀町長とお話をさせてきていただいております。基本のごみ処理についての考え方というのは、その時点では4つの対応策、4案が提示されていたということで、最終的に1案、2案というのは再稼働とか再建設というのはなかなか難しいので、民間委託というもの、これは非常事態というかたちで今行っておるので、広域化というものを考えないといけないというところで話は進んできたところでございます。広域化ということになりますと常にアンテナを立てて、近隣の市町村でこうした計画があるなら、そこに入られるかどうかということを検討せんとはいけませんよねという話をさせていただいてきたわけでございます。今回のことにつきましても、堀町長が亡くなりはる前に伊賀の市長さんとお会いしていますので、交通政策のこととかでお会いする機会がございましたので、どういふふうにお考えなのですかということを知って、一応1つの処理の案としてというか方策として伊賀市への参入というものを、その道を残してもらえへんやろうかというお話があったので、そのことを伊賀の市長さんにお伝えしたという、こういうふうには3月末までに基本的には返事をせえというお話だったのですけれども、堀町長はいろいろとお困りで悩んでおられるのでということでお話をさせてもらったという経緯がございます。結局、最終的には、市町村それぞれがどのようにしていくのか、何が一番いいのかということを考えなきゃいけないわけですが、それを3町村で統一できるような、そんな形での協議は続けてまいりたいというふうには考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。このごみ問題につきましては、いろいろな話が出ております。説明が長くなりますけども、これをお許し願いたいと思います。私、皆さんもご存知のとおり、職員を40年弱やらせていただきました。奇しくも岡田議員が一般質問をされたところの節々には全てこの担当課におまして、この件に関しましては全て関わってきたというところもでございます。これにつきましては、今年の2月に先

ほど平沼連合長から答弁がありましたように、2月に3町村にお話は出ています。このときにどうするかということに関しましては、亡くなりました堀町長が当時の考えを述べているということでございます。その後、個人的なことになりますけども、私は今年で60歳になりまして定年ということになります、3月26日に町長室に呼ばれて、このごみの件に関して1年間、それと退職延長が1年ございましたので、2年間きちんと道筋を考えてくれということで、異動の命令が下りました。そのときに堀町長が私に言われたことは、現段階で笠置町、南山城村さんが三重県伊賀市の事業の進捗を図りたいということが出てると、ただ、和東町に関しては、京都府の広域ごみ行政の進捗があるので、これを見据えて次の段階に足を踏み出したいということでございます。その関係で4月にも確かに南山城村からこの件に関して同調してもらえるものであるかということの問合せもございました。そのときも堀町長に確認したところ、この件に関してはもうちょっと時間をかけようということでもございました。ただ、この件に関しまして一番言えることは、10年後どうするかということよりも、今の施設、この施設をどのように整理するのか、それを併せて次10年向こうにこのごみをどう持っていくのか、これは先ほど連合長も答弁されましたように、ここ5年間の緊急避難は3町村で行うということになっております。その上で10年後にどうしていくのかについては、いろいろな方法があると、今出ています伊賀市との関係も含めた検討、それから京都府における広域ごみ行政の検討、この辺を加えていきたいということでもございます。その関係で8月13日に当選させていただきまして、25日だったと思います、伊賀市長が和東町に見られました。そのときに伊賀市長の言葉をそのまま言いますと、今回、東部連合のごみの関係も含めて検討しているということでもございます。これに対して和東町さんが入っておられないことについて、今後どう考えておられるのかということでもございました。ただ、伊賀市長さんのこの話の中に出ておりましたのは、各広域圏を組んでいく中で1つの案として検討していただくのは今後もしていただいて結構ですという答えでもございます。これについて考えていくと、ただ今のお話でもございます。これにつきましては、執行権者である私ら3人でもございますね。このかたちで今どの方向が一番いいのかという目途が立っていない段階では、いろいろな方法を模索する、その中で笠置町さんと村さんが伊賀市との検討を加えるということについては、私は問題ないと思っています。ただ、最終的には予算を伴う問題でもございます。これにつきましては、各議会で検討していただきたいと、その結果、この連合の議会でどういうことにしていくかについては今後答えを出す、また、それまでには議員各位とのいろいろな協議も行っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）



議会が承認していく、予算を立てていくというのは理解をしています。それを理解できるように進めていくのが行政の責任だと思います。我々も住民に負託された立場です。その議会を軽視するようなやり方、なぜ、和東町には猶予が残されて、笠置町はあのときに判断をしないとならなかったのか、それもおかしい。どう考えても理解できない。だってそうでしょう。そういう答えだったのですよ。そういう説明だったのですよ。ここまでに返事をせえへんかったら入れてもらえへんぐらいのことを僕らは説明を受けてきたのですよ。その中でなぜ今馬場町長がおっしゃったような考え方ができなかったのか。ほかのごみ処理の方法はなかったのか、何の説明もない中で伊賀一辺倒ですよ。僕らは全く理解ができへん。ごみドックは造れなかったのか、そのときの排出量はどれだけなのか、なぜ、未来の話がないのに今の付け焼き刃付け焼き刃の考え方で今の政治を行おうとするのか、誰のための政治なのですか。人口は何人で模索されているのですか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

伊賀市からは、3月までに返事をしてほしいと、2か月しかなかったのです。え、そんな急なことというようなことで、2か月の間に返事をしてくださいというふうに、それは期限を切られました。それとその説明には、各役場からも担当者、うちの場合は参事、また、笠置町さんも参事兼総務課長も見られていますが、いろいろと説明は皆受けております。もちろん和東町さんの職員もその場にも行かれておりますので、皆協議はしております。それでそれどおりにまた説明をされていると思います。

◎ 議長（西 昭夫）

これで5番、坂本議員の一般質問を終わります。日程第5、認定第1号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

認定第1号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、ご提案申し上げます。令和4年度決算につきましては、歳入総額8億6,206万9,942円、歳出総額8億3,086万5,996円で、歳入歳出差引額と致しまして3,120万3,946円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費で4億6,009万4,321円、55.38%、衛生費で2億8,585万6,199円、34.40%と、この2科目で歳出全体の89.78%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月31日、仲北悦男様、吉田哲也様、両監査委員様に決算監

査をお願いし、実施していただきました。よろしくご審議いただきますよう、ご認定賜りますようよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭をお願い致します。大西会計管理者。

◎ 会計管理者兼環境課長（大西 清隆）

失礼致します。それでは、認定第1号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、さきの連合長からの提案説明と一部重複する部分もあろうかと思いますが、全体を通しましてご説明させていただきます。決算の各数値のうち、主要な項目につきましては、別冊の令和4年度決算の概要説明書に前年度比較表・令和3年度実績データ等を記載しておりますので、順にこちらの資料もご覧いただきますようよろしくお願い致します。それでは、決算書をお願い致します。令和4年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の1・2ページに歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計、予算現額8億6,410万2,000円、これは繰越明許分8,753万6,000円を含んだものとなっております。調定額8億6,242万2,542円、収入済額8億6,206万9,942円、調定額、収入済額ともに、繰越明許分8,527万3,844円が含まれております。収入未済額35万2,600円、予算現額と収入済額との比較につきましては、マイナス203万2,058円となっております。めくっていただきまして、3・4ページをお願い致します。歳出合計、予算現額8億6,410万2,000円、うち繰越明許分8,753万6,000円、支出済額8億3,086万5,996円、うち繰越明許分8,527万3,884円、翌年度繰越額0円、不用額3,323万6,004円、うち繰越明許分が226万2,116円、予算現額と支出済額との比較3,323万6,004円でございます。以上が、一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細書を決算書5ページ以降に記載しておりますが、後ほど主なもののみご説明をさせていただきます。それでは、前年度との比較、決算の分析内容などにつきましては、別冊の決算の概要説明書に記載しておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。概要説明書の1ページでございますが、対前年度比較表をお願い致します。主に前年度との増減幅が大きいものにつきまして、ご説明をさせていただきます。歳入の決算額のうち、構成町村からの分担金及び負担金が、令和4年度全体の84.24%を占めております。繰入金につきましては、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金が前年度を上回ったために増加したものでございます。次に繰越金でございますが、令和3年度の実質収支が増加したことに伴いまして、こちらも増加しているものでございます。これらの合計と致しまして、歳入合計が8億6,206万9,942円でございます。前年度、令和3年度との比較では3,925万5,119円増、増減率が4.77%の増額となっております。以上が歳入の内訳でございます。次に、2ペー

シ中ほどをご覧ください。歳出の対前年度の比較表でございます。総務費におきましては、4年度決算額が6,021万8,541円で、対前年308万647円の減少となっておりますが、令和3年度では人事給与システム、また、ネットワーク整備など、比較的大きな事業がございましたが、令和4年度につきましては、そういった事業がなかったことによりまず減少となっております。次に衛生費でございますが、令和4年度決算額2億8,585万6,199円で、対前年2,644万8,138円の増となっております。これにつきましては、令和3年度からの繰越事業となっておりましたテールアルメ擁壁安全対策事業の実施に伴う増加となっております。次に教育費でございますが、令和4年度決算額4億6,009万4,321円で、対前年度1,059万5,680円の増となっております。こちらにつきましても、令和3年度からの繰越事業となっておりましたスクールバス購入事業の実施に伴いまして増加したものでございます。以上のことから、歳出合計8億3,086万5,996円、令和3年度と比べまして、3.82%の増額となっております。以上が、歳入歳出の主要な科目におけます前年度との比較を含めました概要でございます。続きまして、2ページ下段の年度別一般会計決算状況でございます。こちらにつきましては、平成30年度から令和4年度までの決算状況を記載しております。続きまして、3ページをお願い致します。令和4年度一般会計決算状況でございます。まず、歳入でございますが、予算現額8億6,410万2,000円、収入済額8億6,206万9,942円、予算現額と収入済額との比較マイナス203万2,058円となっております。続きまして、歳出でございます。予算現額8億6,410万2,000円、支出済額8億3,086万5,996円、予算現額と支出済額との比較3,323万6,004円、差引額につきましては3,120万3,946円でございます。次に4・5ページをお願い致します。一般会計歳入歳出決算の令和4年度・令和3年度比較表となっております。6ページをお願い致します。6ページにつきましては、平成30年度からの年度別歳入歳出状況を款別の推移について比較した表となっております。次に7ページをお願い致します。こちらにつきましては、負担金・分担金の構成町村ごとの年度の推移となっております。8・9ページにつきましては、一般廃棄物収集量の構成町村、また、品目別の実績となっております。10ページにつきましては、一般廃棄物の持込みに係ります処理量と、その処理手数料について、令和3年度・令和4年度実績額の比較表となっております。めくっていただきまして、11から13ページにつきましては、衛生費に関します主な費用の令和4年度実績額を記載したのになっております。14ページにつきましては、30年度から令和4年度までの教育費に係ります歳出決算状況を、款・項・目別に記載したのになっております。15ページ以降24ページまでにつきましては、令和4年度の教育委員会活動実績を記載しております。以上が、決算の概要説明資料となっております。それでは、決算書に戻っていただきたいと思っております。決算書の5・6ページをお願い致します。令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。款、項、目、収入済額、収入未済額の順に、主なもののみ説明をさせていただきます。1款、負担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金5億1,149

万5,784円、0円、これは備考にも記載しておりますとおり、各町村からの負担金でございます。2項、分担金、1目、分担金2億1,469万円、0円、これにつきましては一般廃棄物処理に係ります分担金でございます。続きまして、2款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、手数料831万8,240円、33万円。これにつきましては、家庭系及び事業系のゴミ処理に係る手数料でございます。また、収入未済額に計上しておりますのは、東部じんかい処理組合から承継しております持込みごみに係る処理手数料分が1件ございます。3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、教育費国庫補助金109万7,000円、0円、これにつきましては、小中学校におけるICT機器の整備に係る補助金が主なものとなっております。次のページをお願い致します。失礼しました。7ページです。7ページの4款、府支出金、1項、府補助金、1目、教育費府補助金373万3,144円、0円、これにつきましては、きょうと地域連携交付金として小学校の空調設備工事や非常放送設備の設置が主なものとなっております。次に9・10ページをお願い致します。6款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金7,078万5,100円、0円、これにつきましては、繰越明許事業となっておりますクリーンセンター安全対策に係る繰入金でございます。7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、2,253万6,547円、0円、これにつきましては、前年度繰越金でございます。8款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入1,785万322円、2万2,600円、これにつきましては、南山城村給食センターの給食費、南山城保育所の給食委託負担分、給食賄材料費と和束町学校給食センターの給食費が主なものとなっております。収入未済額2万2,600円につきましては、南山城村給食センターの給食費の分でございます。11・12ページをお願い致します。歳入合計、収入済額8億6,206万9,942円、不納欠損額0円、収入未済額35万2,600円となっております。続きまして13・14ページをお願い致します。歳出でございます。支出済額、不用額の順に、主なもののみご説明させていただきます。まず、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費5,818万512円、260万3,488円、12節の委託料につきましては1,122万9,055円支出しております。主な内容としまして、財務・決算システム保守委託料として125万9,400円、事務汎用機器保守委託料として266万6,400円、連合PC等更新業務委託で237万8,871円を支出しておるところでございます。また、18節、負担金、補助及び交付金では2,549万9,883円支出しております。主なものと致しましては、3町村への派遣職員人件費分の返還となっております。15・16ページをお願い致します。ページ下でございますが、2目、文書広報費、194万8,697円、3,303円、これにつきましては、広報れんけいの発行に係る費用となっております。19・20ページをお願い致します。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童館費1,238万6,688円、10万2,312円、18節の負担金、補助及び交付金では1,037万4,262円を支出しております。これにつきましては、笠置町派遣職員人件費分返還と致しまして998万1,262円が主なものとなっております。次に23・24ページをお願い致します。4款、

衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費2億158万846円、634万6,154円。10節の需用費では631万9,060円を支出しております。指定ゴミ袋の費用やクリーンセンターの電気代が主なものとなっております。また、12節、委託料では1億9,341万2,786円を支出しております。これにつきましては、各種ごみ処理に係ります収集運搬・中間処理・最終処理委託費としまして、24ページの備考欄に記載のとおり支出をしているところでございます。3目、施設整備費7,223万2,366円、80万1,634円、主なものにつきましては、めくっていただきまして25・26ページをお願いいたします。12節、委託料では1,120万8,560円を支出しております。これは繰越しとなっております、テールアルメ擁壁安全対策に係ります設計積算委託と施工監理委託の費用が主なものとなっております。14節、工事請負費では、こちらも繰越しとなっておりますテールアルメ擁壁安全対策工事の費用と致しまして6,067万6,100円を支出しております。5款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費8,682万892円、531万6,108円、18節、負担金、補助及び交付金では6,304万2,303円を支出しております。派遣職員人件費分の返還が主なものでございます。次に29・30ページをお願い致します。ページ一番下の方でございますが、2項、小学校費、1目、笠置小学校管理費3,511万4,398円、159万1,602円。31・32ページをお願い致します。18節、負担金、補助及び交付金で291万4,648円、これにつきましては、笠置町派遣職員人件費分の返還で281万4,801円が主なものとなっております。次に少し飛びまして、35・36ページをお願い致します。2目、和東小学校管理費2,785万7,841円、77万159円、主なものと致しまして、12節、委託料で805万4,069円のうちスクールバス、給食車委託料と致しまして571万6,700円を支出しております。また、14節、工事請負費では、和東小学校の空調設備設置や体育館照明設備改修工事で348万8,540円を支出しております。続きまして39・40ページをお願い致します。3目、南山城小学校管理費5,041万586円、222万8,414円、12節、委託料では995万4,215円を支出しております。主なものと致しまして、スクールバスの運転業務委託料で687万500円を支出しております。14節、工事請負費では、南山城小学校の体育館照明設備改修工事や雨漏り改修工事で439万8,900円を支出しております。17節、備品購入費では、支出済額1,508万7,721円のうち、繰越明許事業としてスクールバスの購入で1,428万9,000円を支出しております。続きまして、少し飛びまして、49・50ページをお願い致します。3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費4,073万2,680円、439万6,320円、12節、委託料では、支出済額1,283万2,128円のうち、スクールバス運行委託料で984万4,890円を支出しております。14節、工事請負費では、笠置中学校体育館照明改修工事や排水路改修工事で636万200円を支出しております。続きまして、53・54ページをお願い致します。2目、和東中学校管理費2,861万3,421円、196万9,579円、めくっていただきまして、55・56ページをお願い致します。14節、工事請負費では、和東中

学校体育館の照明設備改修工事で497万5,300円を支出しております。めくっていただきまして、57・58ページをお願い致します。3目、笠置中学校教育振興費778万1,139円、27万7,861円、12節、委託料では186万6,428円を支出しております。主なものは、学校修学旅行事業で134万9,828円となっております。次のページをお願い致します。4目、和東中学校教育振興費1,054万5,089円、54万9,911円、11節、役務費では、145万2,066円を支出しております。主なものにつきましては、通学定期代で94万80円、漢字検定料で12万8,500円等を支出しております。また、12節、委託料では241万6,014円を支出しております。主なものとしまして、学校修学旅行事業で、194万814円の支出となっております。次のページをお願い致します。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費1,726万222円、50万7,778円。次のページをお願い致します。7節、報償費では、250万3,293円を支出しております。これにつきましては、各種事業の講師謝金が主なものとなっております。18節、負担金補助及び交付金では296万4,042円支出しております。内容につきましては、構成町村の各種団体への補助金や高校等通学費補助金が主なものでございます。次に69・70ページをお願いいたします。2目、社会教育施設費1,310万1,235円、68万8,765円、14節、工事請負費では、南山城村図書室エアコン増設工事で111万3,904円の支出となっております。続いて、71・72ページをお願い致します。3目、文化財保護費2,642万7,080円、61万8,920円、18節、負担金、補助及び交付金965万875円を支出しております。これにつきましては、和東町史編さん室職員に係ります派遣職員人件費の返還分が主となっております。次のページをお願い致します。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費332万3,595円、9万4,405円、18節、負担金、補助及び交付金では129万8,600円を支出しております。これにつきましては、構成町村それぞれの体育協会への補助金として合計128万円を支出しております。次に、75・76ページをお願い致します。2目、給食業務事業費8,024万7,500円、57万6,500円、10節、需用費では3,591万2,277円を支出しております。主なものと致しまして、光熱水費で和東町給食センター、南山城村給食センターを合わせまして976万7,636円、賄い材料費と致しまして2,291万4,664円となっております。12節、委託料では2,532万2,330円を支出しております。これにつきましては、南山城村学校給食等の業務委託で2,313万9,600円を支出しております。18節、負担金、補助及び交付では1,330万4,149円を支出しております。主なものと致しまして、和東町給食センター職員の派遣職員人件費分の返還となっております。次に、77・78ページお願い致します。6款、公債費、1項、公債費につきましては、支出済額が1,117万5,314円、不用額が3,686円、これにつきましては、クリーンセンターや教育債の償還金でございます。償還金につきましては、決算概要説明書の最後に一覧表をつけさせていただいております。歳出合計が支出済額8億3,086万5,996円、翌年度繰越額0円、不用額3,323万6,004円となっております。最後に

めくっていただきまして、79ページをお願い致します。実質収支に関する調書でございます。歳入総額8億6,206万9,942円、歳出総額8億3,086万5,996円、歳入歳出差引額3,120万3,946円、実質収支額3,120万3,946円でございます。以上、簡単ではございますが、令和4年度一般会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

審議の途中ですが、この際休憩します。再開は1時10分からとします。

（休憩 12:10～13:10）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。ここで決算監査報告を求めます。監査委員、吉田哲也議員。

◎ 監査委員（吉田 哲也）

監査委員の吉田哲也でございます。監査につきましては、去る10月31日の午前10時から午後4時まで、和束町体験交流センター会議室で行っております。令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算の意見書をご覧いただきながらご報告をさせていただきます。地方自治法第233条第2項の規定によりまして、審査に付された令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査致しました結果、次のとおり意見を提出致します。1ページをご覧ください。審査の対象でございますが、令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算、関係書類は、令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書、また、令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出事項別明細書並びに同年度実質収支に関する調書、また、財産に関する調書に基づきまして会計監査を行っております。日にちは、令和5年10月31日でございます。審査の方法でございますが、審査に当たりまして広域連合長から提出されました、令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類が関係法令を遵守して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施を致しております。審査の結果、審査に付された令和4年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、計数は正確で内容も適正であると認められました。第5、決算の概要でございますが、一般会計の予算現額は8億6,410万2,000円で、前年度に対しまして4,682万円の減、これに対する決算額は、歳入8億6,206万9,942円、予算現額に対する割合が99.76%、歳出8億3,086万5,996円、予算現額に対して96.15%となっております。よって、歳入歳出差引額は3,120万3,946円となっており、単年度収支と致しましては866万7,399

円の黒字の決算となっております。また、最近3か年の一般会計決算状況は、決算状況表をご覧くださいと思います。以降のページにおきまして、具体的な数字に対します審査の結果をご報告しておりますので、よろしくお願い致します。最終ページ、15ページに審査の意見を載せておりますので、ご覧ください。それでは、これに基づき報告させていただきます。令和4年度における相楽東部広域連合一般会計の歳入歳出決算状況は、予算現額がそれぞれ8億6,410万2,000円に対して、歳入が、8億6,206万9,942円、歳出が8億3,086万5,996円で、実質収支3,120万3,946円の黒字となっております。歳入歳出決算額を前年度との比較で見ますと、歳入104.77%、歳出103.82%となり、ともに前年度の数字を上回っております。また、予算現額に対する執行率の比較でも、歳入は9.43%、歳出では8.30%の増加となっており、予算現額は減少しておりますが、繰越事業の完了により、歳入では負担金と基金繰入金の増、歳出では繰越事業の支出の増があったことから、執行率は、前年度を上回るものとなっております。令和3年度歳出の不用額は、2,310万7,724円でしたが、令和4年度は教育費の2,107万4,679円をはじめ、合計3,323万6,004円の不用額が生じ、前年度に比べ約1,012万8,280円増加しており、一層適正な予算の計上並びに執行が求められることを指摘させていただいております。これまでからも当広域連合では、歳入予算の大部分は構成町村からの分担金及び負担金で賄われており、不用額についても財源の大半が分担金及び負担金として収納されている。構成町村の厳しい財政運営の中、当広域連合の主要財源として捻出されていることを踏まえ、今後も補助制度の積極的な活用や、より厳密な事業の選択を行うなど、効率的な予算執行を心がけ、構成町村の負担軽減に努められたい。歳出を款の科目ごとに見ますと、総務費では、前年度より減額となった主なものとしては、京都市市町村退職手当組合加入時分担金や、独立型臨職システム導入などが完了したことによる減少が上げられる。個人情報保護・管理については条例が施行されたが、ネットワークをはじめとする情報セキュリティに万全を期するとともに、導入済のデジタルネットワークを有効活用するなど事務の効率化を図られたい。民生費では、前年度との比較でも大きな変化は見受けられないが、町村事務が共同処理化されている障害者支援や認知症初期集中支援事業などについては、効率的な運営を実施されているところであり、今後もこの分野の推進、並びに効率的な事務に期待するものである。次に衛生費では、昨年度の決算監査において、厳しい意見を述べたところではありますが、書類等確認を行ったところ改善されているところがございます。繰越事業であるクリーンセンター擁壁等安全対策工事が令和4年9月末に完了し、検査調書などの書類も適正に整備処理され、完了検査時には確実な工事がなされていることが確認できる。しかしながら、今回、現地確認したところ、完了時とは異なる状況となっており、原因は降雨によるものとの説明を受けたところであるが、関係者とも状況を共有し、今後の方向性など十分に検討されたい。また、塵芥処理費については、全体的に収集量が減少傾向にあり、前年度決算額を484万8,545円下回っているが、これは管内の人口の減少と正比例するものである。ごみ処理の民間委託は、当面継続されると伺ってい



るが、物価高騰による経費の増加が懸念されているところであり、ごみの一層の減量化に努められたい。教育費は、以前から最も予算規模の大きい科目であり、令和4年度の支出額は4億6,009万4,321円となっているが、南山城小学校管理費のスクールバス運行事業費の繰越事業分1,448万8,784円を除けば、前年度より支出は減少しております。主な要因としては、人事異動による構成町村派遣人件費返還分のほか、工事についても小学校の空調工事や現地調査を行った中学校の体育館照明設備工事などがありますが、1事業当たり500万円を超える大規模な修繕等がなかったことも減少の理由でございます。今後、各小中学校では施設の老朽化が進むため、児童・生徒が生き生きと過ごせる学び舎として支障のないように計画的な整備を進め、設備面についても同様に、更新や修繕が適宜必要になると考えられることから、財源確保に努められるとともに、将来を見据えた教育環境整備を進められたいとしております。教育費全体の不用額については、令和4年度は2,107万4,679円と、前年度より142万1,320円増加しており、より精度の高い見積りと効率的かつ効果的な予算執行を行い、不用額の発生を抑える努力を講じられたいことを申し上げたところです。以上、前年度との比較を基本に審査を実施しましたが、これらの指摘事項については、真摯に改善に取り組み、健全な行財政運営に努めていただくようお願いするものでございます。今後も山積する広域行政課題の解決に向けて、構成町村と連携強化のもと、健全な行財政運営に努められるとともに、着実な事業の推進を望むものである。以上、書面をもって報告をさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

決算書、意見書にもありましたように、歳入予算の大部分は構成市町村からの負担金・分担金であるということなのですけれども、事業系廃棄物、うちの町は昨今キャンプ場の事業系の排出量が伸びておりまして、その手数料の負担がかなり自治体から出ております。町の議会でも議員側からの質問があって、その質問に対して町長が、東部連合の条例手数料について、これが非常に実態にそぐわないというお話をさせてもらっていて、連合でも一定の理解を得ていると、見直していくべきだということで一定の合意はもらっているということだったのですが、この決算書を見てもまだそこには手をつけられていないのかなと、来年度、再来年度に向けてどういうふうに経費を削減していったら、町の分担金の支出を下げただけなのかということをお聞きしたいと思っております。

◎ 議長（西 昭夫）

大西環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（大西 清隆）

失礼致します。ただいまの坂本議員のご質問でございますが、事業系の手数料につきましては、現在、可燃物でキロ40円、不燃物、粗大でキロ32円をいただいております。ご質問いただいておりますとおり、処理費用に見合った手数料になっているのかどうかというところにつきましては、検証した中で今現在、来年度以降のごみ処理の新たな契約に向けて事務を進めているところでございます。来年4月以降、処分費用もまた変わってくるかと思っておりますので、その辺も含めた中で新たに手数料の改正に向けて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

考えていくのではなくて、もう一応合意は得られていますと、うちの首長は議会の中で申しとおるわけですね。それで検討段階にあるというのは、あまりにもレスポンスが悪いのではないのかなと思うのですよ。ほんまにそこを議論されているのかどうか、お聞きしてもよろしいか。

◎ 議長（西 昭夫）

大西環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（大西 清隆）

失礼致します。ただいまのご質問ですが、連合の中の正副連合長会議、参与合同会議の中でも何か副連合長からそういうお話はいただいております、見直していかないといけないとかたちで、正副連合長も共通認識というかたちにはなっております。令和3年度、4年度の実績につきましては、どれぐらい差額があるのかという分析はできておりますけれども、先ほども申しあげましたとおり、4月以降、恐らく今の経済状況を考えますと、処理費用も上がってくるのではないかなということが予想されますので、そういった中で、再度詳細分析をした中で、条例改正に向けて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

検討ではなく、もうやらないと、課長もご存知のとおり、うちの町も今1,000人少し

ですかね、来年には1,000人を切ってくるかもしれない。そういう事態になっています。そこでごみの排出量だけがそぐわないというデータも町の中でも実際に出ている。それに対してこれをやらなきゃいけないことだと、それをそういうふうに検討しますではなくて、やりますという話になっていかないと、かなりタイムラグが出ると思います。だから内部行政の仕事は、なかなか前に進まないというのを住民も含め皆知っているわけです。それでも住民負担が増えていくとなると、それはやはり行政の仕事として僕はおかしい。ですので、検討ではなく、早急に実施します、そういうふうに言い切っていただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

そのように考えております。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

8番、由本です。決算書の6ページの一般廃棄物の処理手数料で33万円、10ページの雑入で2万2,600円の収入未済額が計上されております。決算審査意見書では、未収金、一般廃棄物処理手数料は文書による督促を行ったが、回収に至らなかった。また、雑入の収入未済額については、平成23年度の南山城村給食センター給食費、笠置中学校の給食費に係るものであると記載されておりますが、これらの詳しい説明をお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

大西環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（大西 清隆）

失礼致します。ただいまの由本議員のご質問ですが、私から一般廃棄物の部分についてお答えさせていただきたいと思います。この33万円につきましては、事業系の持ち込まれた可燃ごみの未収部分でございます。これまで文書で督促してはございましたけれども、令和3年度までについては一定収納がございましたが、令和4年度には収納できていないという状況になっておりますけれども、今後も引き続き収納できるようなかたちで督促を行ってまいりますと考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

失礼致します。由本議員のご質問にお答えさせていただきます。2万2,600円の未収金でございますが、監査委員さんからもご指摘がございましたとおり、23年から給食費の未納分ということで残っているものが引き継がれているものでございます。近年、家庭訪問とかがなかなかできていない状況にもございますが、今後も徴収について、家庭訪問をするなどして努めてまいりたいと、進めていきたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

そうしたら、今後の収入未済額の処理はどのようにされるのか、不能欠損とかというような処理をされるのか、そのあたりをお聞かせください。

◎ 議長（西 昭夫）

大西環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（大西 清隆）

失礼致します。手数料の関係につきましては、不能欠損というわけではなくて、引き続き督促をしていった中で収納をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

失礼致します。こちらの2万2,600円につきましても、給食費の未納分ということで、税金等とは違い、使用料等に当たるものかと認識しております。なかなか不能欠損というのも難しいところかなというのは思っているところでございまして、引き続き徴収の方向で進めていきたいと考えているところでございます。以上です。よろしくお願ひします。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

徴収について努力していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。次、26ページのテールアルメの擁壁安全対策等調査事業で、7,078万5,100円が計上されております。決算審査の意見書では、クリーンセンターの擁壁等安全対策工事が令和4年9月末に完了し、しかしながら現地確認をしたところ、完了時とは異なる状況となっており、原因については降雨によるものと説明を受けたと記載をされておりますが、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

小森局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

失礼致します。テールアルメ擁壁安全対策工事について、ご説明をさせていただきます。現状につきましては、本年2月の常任委員会で専門家から報告をいただいているというところがございます。また、先月の各常任委員会でも状況報告を行わせていただいております。この原因につきましては、本年3月、または、本年7月の定例会におきましても、連合長から答弁させていただいておりますとおり、原因につきましては1つ目として、そもそもクリーンセンターが軟弱な地盤の上に建設されたこと、2つ目と致しまして、建屋粗大ごみ置場、これらを存置する、また杭基礎を保全する、こういったことなどを要件と致しましたことにより、今回の工事は、まず第1回目の工事であると、安全対策はまだ途上にあるということが2つ目でございます。そして3つ目に、大きな降雨による影響と、そういった専門家からの見解をいただき、これらを原因というふうに考えさせていただいているところでございます。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

ちゃんと原因とか責任はどこにあるのかというあたりをしていただく必要があるかと思うのですが、この令和4年度で7,000万余りの基金が取崩しをされております。基金の残高も1億8,669万574円となっておりますが、今後、施設の解体等、多額の費用を要すると思いますが、今後、財源についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

◎ 議長（西 昭夫）

小森局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

失礼致します。先ほど一般質問における連合長答弁でもありましたように、今後1円でも安く、1日でも長く現在の状態が維持できるように正副連合長と十分すり合わせを行いながら解決策を検討してまいりたいというように考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑。4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

今、由本議員から未収金についてお尋ねがございました。1つは持込手数料と、南山城村の給食ということで、実は、この令和3年度の決算書がございます。そこにも同じ金額が載っているのです。不能欠損にはしないと、ならばこれは私が見ていたら毎年ずっと載っていると思うのです。何ら動きが出ていないと、このように思います。環境課長が今年初めてそこに就かれたということで、中身はもう少し去年のことは分かっていると思います。だからこれに対して誰か関係する方、答弁を願いたいと、このように思います。

◎ 議長（西 昭夫）

大西環境課長。

◎ 会計管理者兼環境課長（大西 清隆）

失礼致します。ただいまの畑議員のご質問ですが、令和3年度の決算書の中で収入未済額が33万で、4年度にも33万というかたちで載ってきております。3年度につきましては1万円だけ収入未済額ということで収納しておりました。3年度の収入未済額がそのまま4年度に収入がなかったので、33万円というかたちで載ってきているのですけれども、私は経過を見させていただいた中で、それまでは少しずつ1万円程度ずつ毎年毎年というかたちで納めていただいております。4年度につきましては、先ほども申し上げましたように収納できなかったというところで、文書による督促はさせていただいているのですけれども、収納できなかったという状態でございます。先ほども申し上げましたとおり、今後につきましても文書なり、また、面談なりで収納に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

3年度もできていない、4年度も、今年はこの状況だったと、3年度のやつだって3

3万円ですよ。持込手数料、南山城村の給食のやつだって2万2,000円ですよ。ここに去年の資料がございまして、同じ金額なのです。それ以降のやつは今持ち合わせていないのだけど、たしか同じような金額が載っていたと思います。だから先ほどは今さっき言いましたように不能欠損はできないという考えであるならば、やはりこれは毎月でも行って、納めてくださいよと言っていくのが私は本論ではないかと思えます。その辺の努力をされているのか、いや、もう33万円はよろしいわ、2万2,000円はよろしいわということになってくると思う。2万2,000は南山城の給食でしょう、先ほど鈴木議員から委託でしたから曲がっているところ、こういうところ、その材料分ですか。ここらはちょっと分からないのですよ。給食センターが2万2,000円のやつを放っておくかというような思いもするのですよ。その辺はいかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）

小森局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

畑議員のご質問にお答えします。まず、先ほど環境課長からも申しましたとおり、令和3年度までは毎年1万円なり2万円なりお支払いいただいている状況で、たまたま令和4年度、昨年度につきまして、収納がなかったと思っております。ただ、これはもともと1万円なり2万円なりをお支払いいただいているということで、支払のご意思はおありかというふうに思いますので、現在、事業は行われていないということですが、さらに1歩踏み込んで訪問ですとか、電話等々でお支払いに向けて努力してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

畑議員のご質問にお答えをさせていただきます。令和3年度、令和4年度も同じ状況だということでおっしゃっている意味合いはごもっともだと思っております。私自身がまだなかなか家庭訪問とかに行けていない状況にはございますが、もう少し今までの状況、経過をきちんと私なりに確認をさせていただきまして、早急に動くかたちで進めてまいりたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 4番（畑 武志）

3回か。

◎ 議長（西 昭夫）

いや、次で3回目ですけど、同じことを聞きはるのだったら、多分答えは変わらないので。

◎ 4番（畑 武志）

そんなことは聞いていません。

◎ 議長（西 昭夫）

すみません、4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

こっちのことを何も分かっていないのにそんな失礼な言い方はありませんわ。

◎ 議長（西 昭夫）

すみません。

◎ 4番（畑 武志）

徴収について、これは鋭意努力をしていただきたいと思います。学校給食についても、これは給食費ですか、今の答弁としたら、そこが何かちょっとややこしいのです。給食費は今でも苦慮していますわね。個人のやつが行けてへんように取ったのですよ。そこらがちょっと取り方を間違えたのか、聞き方を間違えたのか分からないのですけども、その辺はどうです、もうこれ以上言いませんよ、来年の決算にはこんな数字が残らないようにしておいてください。33万についても、32万なり31万なり、1つこれは鋭意努力をしていただきたいと、このように思います。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

15ページ、児童館費でお伺いしたいのですけども、児童館費でこういうふうに着出が出ておりますけども、今後の児童館の在り方をどのようにお考えなのか支出はしておりますが、建物はそのままと、これはあれか、こっち側か、合っている、15ページ。

◎ 議長（西 昭夫）

決算書の19ページ。

◎ 5番（坂本 英人）



決算の概要を見ていたけど、ごめん。決算書で19ページ、児童館費の支出が1,274万6,000円支出されているのですが、館は閉鎖しているという状況ですね、建物は。今回の町の議案でも出てきて、いつ降って湧いた話やみたいなこと、議案を取り下げるといふ結果があったかと思うのですが、こうやって支出が伴っている、これからどうなるのといふふうなことに対して、決算書ではなかなか分からない。維持管理費がどれだけかかっているか分からない。この数字に対してどう思っておられるのか、どういうふうにご考えておられるのか少しお聞きしたいなど。

◎ 議長（西 昭夫）

方針というかたちでいいですかね。

◎ 5番（坂本 英人）

そこは考えてもらったらいいかと思いますね。普通に常識に考えて、1つも使っていないところに絶対に経費はかかっていくわけですよ、公共事業ですから、維持管理費がかかっているわけです。これに対してどういうふうなお考えをお持ちなのか。

◎ 議長（西 昭夫）

中副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

ただいまの坂本議員のご質問にお答え致します。笠置町の児童館につきましては、令和4年7月にも本定例会でご質問がございまして、どのように考えておられるのかというご質問がございました。現行、笠置の児童館は、まず、耐震補強ができていない、それから底地で漏水が起きているということで、現在の建物については老朽化等々の理由で暫定的に児童館の運営ができないということで、笠置会館の中で運営をしているところでございます。昨今、いろいろな事情で、教育委員会、それから地元の方々ともお話をちょっとさせていただきまして、児童館の再建とか、または児童館機能をどうするのかということについて、今後、関係機関と協議をしていきたいということで、これは教育委員会のままに管理といいますか、残しておく非常に二重行政になってしまうということで、館の管理、人件費等々については町から直接お支払いしているわけでありまして、そういうことも含めて町で管理していくという形での提案といいますか、ということをご考えておったのですが、時期尚早ということで、教育委員会が地元団体との協議、それからまた議会との協議が十分済んでいない段階なのでということで、議案は取り下げさせていただくことに決めたわけですが、どうするのかという具体的なお話になってきますと建物そのものをどうするのかというようなことも含めまして、総合的な見地から再検討をしないとあかんというふうには考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

質問の答えになっていたのかなという感じなのですが、経費が伴っているわけで、時期尚早とか議案を取下げとか、では何で議案にまで行ったんやということもありますし、これは各1町1村にも議案のお願いに参ったと思うのですが、これを取り下げるということが時期尚早だったというのなかなかおかしい話だと思っているのですよ。だから基本的にこういう歳出がどうあるべきかということを考えていないのかなと思わざるを得ないようなも取れなくもないなど、これは前に中央公民館、教育委員会が管理していた。それが町に移されてどうなっているのかといたらそのままなのです。建物の取壊し云々の話もその当時からずっとあった。でもそれもそのまま。今回、その所在と事務を町に返すというふうな流れをつくりたいという議案だったかと思ったのです。でも何らこうしたいあしたいの確定がないわけですよ。なのに条例だけ変えて、町の持ち物にして、端的に何が進むのと思うのですよ。だから今回こういう質問をさせていただいているのですけども、もうちょっと真剣に取り組んでいただきたいということと、町のスケールを考えた計画をしっかりと立てて、政策として議会に説明していただきたいと思いますのでよろしくご願ひ致します。

◎ 議長（西 昭夫）

ほか。11番、久保議員。

◎ 11番（久保 憲司）

11番、久保です。予算の概要説明書の13ページ、主な事業の概要ということで9,075万円のテールアルメの安全対策工事が今年度の最終決算になっておりますけども、この一連の工事の中で、これは建設工学研究所に出されたわけですが、現在はご覧のとおり、もう一度工事をやり直さないといかんということになっているわけですけども、この当時の建設工学研究所が示した内容のとおりに行われたのか、私が漏れ聞くところによると、その中で予算を圧縮するために一部工事を変更というか、建設工学研究所が示した内容を圧縮して結局、工事が行われることで設計されたというふうに聞くのですけども、そういう事実はあったかどうかを確認したいと思います。どなたでも結構です。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

建築工学が設計したものを圧縮して工事をしたということではありません。

◎ 議長（西 昭夫）

久保議員。

◎ 11番（久保 憲司）

設計を圧縮したのではなくて、設計をするに当たっての考え方を圧縮したりするようなことはありませんでしたか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

設計に当たるまでの調査ですね。現地調査の範囲については、いろいろ検討はお互いにしております。それで最終的に出た設計図に基づいて工事は行っております。

◎ 議長（西 昭夫）

11番、久保議員。

◎ 11番（久保 憲司）

先ほど由本議員の質問にもありましたけれども、最後の部分をお答えになっておりませんが、もともとこの工事をやるに当たって、そもそもこれは地滑り地盤のところではないのかと、そこにこういう対策工事をやって本当に大丈夫かという議論は随分させていただいて、設計工学の先生は、このとおりに言われたかどうかは分かりませんが、あんた方素人、私らプロという感覚の答弁をいただいて、大丈夫ですと、当面安定しますという返事をいただいたから、このときの予算はかろうじて通ったわけです。これは8,800万円の最初るときですね。その後、予算は追加されて、この9千何がしかになったわけですが、その中で当面大丈夫ですということを言っていたのに、先ほど責任の所在が全く示されないまま答弁がありませんでしたけれども、通常はプロが設計してオーケーですと言ったそのとおりに工事はされたと思うのです。別に工事は全くきれいにできていると思うのですけれども、そのとおりにやったのに結果は現在の状況になって、また、工事をやり直さなきゃならないということになれば、それなりに責任の所在というものが設計監理をしている業者に全然求めようとしなない理由はなぜなのでしょう。だから先ほど申し上げたように今、連合長からお話があったように、調整会議というか、いろいろと協議をした結果こうなったという、その協議の中で建設工学研究所に責任を求められないのは、連合長側が当初の示された範囲をやらずに結局、設計をしたから、設計者あるいは管理者に対して、そ

の責任を求められないのではないかというふうに推察をするわけです。そんなの言うと、向こうから逆に「だから言っているでしょう」みたいな話が返ってきてしまうということの中から、結果的には責任の所在がうやむやになっていると、そういう気がするのですが、由本議員の質問と私の質問の最後の部分是一緒ですが、この責任はどこにあったか、もう随分時間がたって、これから責任者が誰かと考える時点でははるかかなた昔の話ですから、今日現在においてどこに責任があるか、一言も答えられないようなことというのはあり得ないのですけれども、いかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

今の件について答弁をさせていただきます。現実には連合長が答弁しましたように、当時の設計に関しましては、最低最小限の工事をする、施工するというところで、1期工事ということで、これは小森局長も答弁をしたとおりでございます。なお、このときの段階につきましては、カウンターウェイト、要するにテールアルメ側の重たい部分を何とか除去するという工事をしております。ですので、テールアルメ側の上部にある土塊を除去すると、この工事のみを実施しております。ですので、この段階では、地滑りという考え方でなくて、全体の中の部分だけの工事を行ったということが1期工事でございます。今回、この後の補正にも300万という補正を出させていただいておるのですが、今の段階で、その後に降雨が昨年の秋雨、それから今年の春、それから大きいのは今年の8月の雨でございます。こういう雨が降った中で降雨による地下水位の上昇が今回の工事の現場に大きく影響しているのではないかと、これについてはボーリング調査、ひずみ調査等々を一切行っておりませんので、その辺の中での経過が分かっていないという状況の工事でございます。この点については、10月16日だったと思いますけれども、建設工学研究所の担当していただいた先生ともお会いさせていただいて話はさせていただいております。ただ、この工事に関しましては、先ほど来いろいろな問題が出ております。その辺のことも含めまして今の段階では、ここを再稼働するには大きなお金がかかる、また、いろいろな不安定要素もあるということで、残りの3つの方策から何かを選べないかということで、各首長がそれなりの判断の中で動いているところでございます。これに対しまして、できるだけ長期にわたり、今の状態を安定させておきたいと、今の状態を安定させることによって地域住民、並びに隣接する土地の所有者さんに不安を与えない、この状態を保つために長期的な視点からものを見ていくということで考えております。ですので、今の段階では今の状況をいかに動かない状態で今後保てるかということに注視したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

今の時点で責任の所在がどこにあるか、どう考えているか。馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

答弁の中にも申しましたように、降雨による地下水位の上昇が原因であるということでございますので、この段階で誰に責任があるということは言えません。

◎ 議長（西 昭夫）

11番、久保議員。

◎ 11番（久保 憲司）

馬場副連合長は当時その会議におられませんでしたから、現地の状況はよくご存知ない、現地というか議会の状況はよくご存知ないと思いますが、当初からこんな地滑りのところ、結果的に滑り始めたのは降雨云々の問題じゃなくて、地滑りをしているところに、こういう工事で本当に大丈夫ですかと、滑りませんかと何人もの議員がそこに出席していた人は皆聞きました。これは2回目の質問にされると困るのだけど、さっき言ったことと同じことを言わないといけないのに違うことを答えて、答弁に代えられたら困る。それと第1次工事と、1期工事とおっしゃるけれど、第1次世界大戦が起こったときに、第1次というのは第2次世界大戦が起こったから第1次という言葉が出てくるわけですね。一番最初から第1次と第2次があるというような想定でこの工事は行われていませぬので、詭弁を言わないでもらいたい。今の工事が1期ですと、その当時、最初からそういう話があったなら聞かんこともないけれども、これで本当に大丈夫かと、こんなところで滑るに決まっているのと違うのというのは、ほぼ全員がそういう質問をそのときにしていますね。議事録を確認してください。にもかかわらず、先ほど私は同じことですが、これは2回目の質問と捉えんといってもらいたいですけども、あなた方素人、私らはプロとおっしゃって責任を持てますとおっしゃった以上は、それを第2期工事があることを予想しろと、そんなことは当時にできるはずもなく、これで終わることになっておったわけですよ。雨はその日以降一度も雨が降らへんなんて通常考えられへんことで、通常の雨は降るに決まっていることは計算の上じゃないですか。にもかかわらず、雨のせいだ東部連合にも責任はないし、建設工学設計事務所にもないと、つまり雨のせいですか。そういうことで行政の責任の所在を明快にしないで、雨のせいにして議会が通るかどうかということも1つですし、それから馬場町長の中できつとご存知ないのだろうと思いますけども、最終的に、この工事が途中で予算が追加になりましたけれども、追加になって決まった日は9月30日です。私は9月30日の朝、現地を見て、その議会に入りました。工事は既に完了して、重機は全て引き上げてきれいになっていました。予算を通すか通さないかという議論も随分あったけれど、既に工事は終わっているじゃないかと、金もないのに工事を終わって引き上げてしまってから、後で予算を通さなかったら、その金はいったい誰がどう払うのかということを経営、反対議員は過半数おりましたけ

れども、皆が寄って相談をした結果、これは終わってしまって、言ったら結果論ですから、もう専決したようなものですから、こんなものはしょうがないなど、業者さんに迷惑がかかる以外に誰も得もしないというようなことで、渋々この予算は認めて今日まで来ているわけですね。そんな状況もある中で誰も責任を取らないという連合の体質は、いったい今後これでいいのかどうかということのを改めて連合長にお伺いしたい。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほど設計を圧縮しているのではないかというような質問があったときに、いろいろと協議した結果というふうに答えておりますけども、まず、設計、調査をしてもらった建設工学に条件を提示しております。まず、条件というのは、1つは建物をそのまま残しておくことということです。それで変状を直していただくということ、その条件で考えてもらっています。そうしたら向こうから出てきている調査をまずしなければなりませんと、調査をして、その結果を見てどういうところに原因があるかということ抽出してから設計に入りますということでした。それともう一つ、設計でいろいろなことはできます。とんでもないお金をかけたら完全に地滑りも防げるようなことも、それは可能かと思えます。工学上可能かと思えますが、こちらとしても財源に限度があるので、できるだけ少額で効果のある建設工事をお願いしますという条件を出させていただいております。向こうからまず最初に調査するのに断面を3か所ぐらいにしてやりたいと、そして、また地滑りのときに、その間、もし変状が起こって崩れるとなったら困るので、観測もしますという条件の中で聞いております。最終的に観測機器もつけて、断面、横断は1断面だけを取って、その設計にかかったということです。それでなるべく少額内でのということで、それで設計をもらった。そのとおりに工事は終わっております。ところが実際に中の方の伏流水があったのか、何かこれまた原因は分かりませんが動いたというようなのは事実です。その責任はどこにあるかという、もちろん協議をした我々にもありますし、建設の方としても、もう少し本当は調査をしてやりたかったということもあるでしょうし、ここはその結果論ですけども、もう少し調査も詳しくやって、これで間違いないだろうというところに行けばよかったですけども、そこでちょっと先ほど久保議員がおっしゃった圧縮したのではないかというのは、その部分があるのは事実です。ですが、その協議をして、明快なところまで行けなかったというのは我々もそこまでの知識不足もあった。向こうは日本でも盛土の大家ということもあって、もちろんこちら信用して任せているというのが現状でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

11番、久保議員。

◎ 11番 (久保 憲司)

おまけの3回目ですね。ほんまは2回目です。今、連合長がお認めになったように、そういうところがあって責任の所在を直接、設計会社に求められない、求めにくいというところの事情があるというのは、水面下で聞いてきた話が今、具体的にお話があったところのございます。しかし問題は、9月30日に工事が終わって、10月1日か2日ぐらいに竣工検査が行われています。10月中にもう既に壊れ始めています。かかった金は9千何がしか、約1億に近い金がかかっています。そうしたら工事が終わった日から考えて1月ももたなかったこととなります。そのために約1億の金をかけたこととなります。そういう計算ですよ。9月30日に終わって、11月1日には既に随分壊れていましたから、1月のために1億をかけたわけです。それも、その責任が誰も取れない連合の体質というのはいったいどうなのかと。今になったら、あれは1期工事でおっしゃる。馬場副連合長、そうおっしゃるわけですよ。次、2期目の工事を今度やらないとですよ。5年度で追加予算、後ほど出ますね。2期目の工事をやる。万が一、仮定の話でも議会でするのは恐縮ですけども、万が一、これが駄目だったら、あれは2期工事、実は3期もやらないといかんのですわと、そんな連合の体質で本当に行けるのかなと、2期目があったら3期目もないとは限りませんからね。それも了承して、この補正予算に手を上げろと言われて、これは手を上げられません。3期目がないということが保証、3期目ってこれは調査費ですから、工事費でないので、そうだけど、それも含んでおいてくださいねと言われて、元に戻って最初からこの工事をするまでに定点観察をずっとやって何千万かを使ってきましたね。この金を使わずに工事費に充てて、そっくり全部取ったらどうやと、そんな部分的に残すとか何ややこしいことをせんと、金があるだけ使って取ってしまったらどうかという議論も随分しましたね。けどこの方が安くて安定できたら、これで越したことはないという判断をしたのは、そもそも連合で判断されたわけですから、そういう判断をしてきたことに対して結果としてはその判断のとおりに行かなかったと、これは最終的に設計者でも何でもなくて、そもそものその判断をされた連合の責任を最初から、まずは連合の責任を持ってやるという、第1期工事でも連合が責任を持ってやらないといかん。今度は別のどんな設計会社に出しても絶対に大丈夫ですという保証はまずありません。だから、その判断をする以上は、連合が責任を持ちます。これはそうでなかったら、これ以降の議会の議論というのはしようがないというふうに申し上げます。連合長、その辺をもう一回お答えください。

◎ 議長 (西 昭夫)

平沼連合長。

◎ 広域連合長 (平沼 和彦)

議会の意思を尊重いたします。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

学校の図書室についてお尋ねします。予算の詳しいところの62ページとかですね。それから小学校は48ページに載っています。まず、中学校です。62ページ、中学校は笠中と和中和それぞれ39万円余りの予算がついています。笠中については、以前から図書基準を充足していないと何年も前から言っているのですけれど、そういう事態はもう改善されたのでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。ご指摘がございました笠置中学校の関係でございますが、改善は今はまだできていない状況でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

改善されていませんだけで終わるのだったら行政は要りませんよね。やはりそういう事態があるということを認められているのだから、こんなふうに改善していますとか、どういう努力をしていますとか、そういう返答をするのが当たり前じゃないですか。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。おっしゃるとおりでございます。中学校とも調整を致しまして対応を図っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）



今ここで言うてもらちが明かなさそうなのですけども、ぜひ努力をお願いしたいと思います。それで、62ページで行くとその少し下に、教師用タブレット用備品というのがありますよね。生徒用の図書39万よりもはるかに大きな額の教師用のタブレット費というのがかかっています。和中也笠中も同様です。これについては、本当に子どもの本代も増えないのに、こういうお金だけはこんなに桁外れに増えていくというのは解せないんですけども、それをお答え願いたいのと、それから3つ目になりそうなので、小学校のも併せて言います。小学校の場合は48ページで、これは南山城小学校のページですけども、和小も笠小も調べましたら皆それぞれ42万円とか31万円とか34万円とかという図書費がついていますが、よく見ると、この図書費、教職員・児童用図書ということで中学校は分けて書いてあるんですけども、先生の図書も含んで、たったこれだけの図書費なのです。それについてお答え願いたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

失礼致します。鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。まず、1点目の教師用タブレット用備品の関係でございますが、こちらにつきましては、令和3年度にGIGAスクール関係で一定児童生徒の皆さんのタブレットの整備はできたところでございますが、やはり指導をする側の先生方におかれましても、やはり充実したかたちでタブレットが必要だという状況がございました。そういった中で交付金事業を使わせていただいて購入をさせていただいているものでございます。2点目の教師用、児童図書の関係でございますが、まず、予算編成をさせていただく際には、学校とももちろん事前に要望を聞かせていただきまして、ヒアリング等をさせていただきます。そういった中でのご要望というかたちで編成されているというところでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ちょっと待って、今、聞いたことに答えてくれていない。何で中学校は生徒用というふうになんと分けてあるのに、小学校は生徒と児童と一緒にたの予算しかないのかということですよ。それに答えてください。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

失礼致します。中学校と小学校で予算計上の仕方が違うという部分ですけれども、こちら小学校の部分は、従来からこのようなかたちで児童、そして教職員を合わせた予算計上になっております。中身を分解させていただきましたら、こちらは名目のとおり先生と児童用を合わせた予算計上をさせていただいているところでございます。従来から予算計上の仕方をしているところでございます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

もともとそういう分け方をしていないということ、これはどうしたらいいですか。今後その方針は変えない。岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

2つを分けているということに対する明確な理由はないようでございます。ですので、分かりにくいというふうに思いますので、今後は善処させていただきたいというふうに思いますので、分けて書かせていただきたいと思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。11番、久保議員。

◎ 11番（久保 憲司）

令和4年度の一般会計決算認定でございましてけれども、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。ただいまというか、先ほど質問をさせていただいたように、特に、大きな予算でありますテールアルメの安全対策工事について、この4年間の議会の中で何度も何度も指摘をされながら結果的には金が結局無駄と言ったらちょっと言い過ぎはあると思いますが、結果として解決できなかった。決算書の一番最後の方に載っております1億8,669万円何がしかもう残っていない。3億8,000何がしかをいただいた中で約2億円近くを使ってしまったわけですね。しかし、問題は解決していないと、しかもそのことに関して先ほども質問させていただいた答弁の責任は降雨のため、どこも責任の所在が、あくまでも今後の話ではなくて、4年度決算に限定した話でございまして、4年度の決算の中でそういう結論しか出てこない。そして今となつては、あれは1期工事だったん

だと、これから2期工事をやります、こんな説明というか答弁をされるということは、行政運営自体が十分なされているのだろうか、一例を申し上げますと先ほども出ましたけれど、昨年の10月に既に崩れ始めたにもかかわらず、議会に対してこういう状況になっていますという報告はずっと行われたいまま、最終的に現地を見に行く機会が来るまで何も議会に正式な報告がなかったということでございますので、そういうふうな行政運営では4年度決算を認めることはできないということで、反対をしたいというふうに思います。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに討論はありませんか。これで討論を終結致します。これより採決をします。認定第1号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者 少数）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手少数です。したがって、認定第1号、令和4年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、原案のとおり不認定と決定致しました。ここで休憩します。議場の時計で2時35分まで休憩します。

（休憩 14：20～14：35）

◎ 議長（西 昭夫）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第6、議案第8号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第8号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額8億3,258万円に歳入歳出それぞれ786万2,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,044万2,000円とするものでございます。今回の補正の主なものにつきましては、令和4年度の余剰金を、負担金・分担金を相殺するもの、相楽東部クリーンセンター応急対策検討業務委託に係るもの、各小・中学校のネット環境改善のため、アクセスポイントを増設するものなどでございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。岸田総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼致します。それでは、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、朗読等をおもちまして、説明をさせていただきたいと思っております。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）について、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）、地方自治法昭和22年法律第67号でございます。第218条の規定により提出する。令和5年12月8日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。1ページをお願い致します。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。そう致しまして、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額8億3,258万円に歳入歳出それぞれ786万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,044万2,000円とするに、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。続きまして、歳入からご説明をさせていただきたいと思っております。ちょっと飛んで申し訳ないです。12ページ、13ページをご覧ください。今回の補正につきましては、A3の大きな資料の1ページになります。ともにご覧いただきたいと思っておりますけれども、今回の歳入の補正によりましては、決算により令和4年度の余剰金3,120万3,000円から当初予算の繰越金130万円を引いた分と致しまして2,990万3,000円を繰越金として計上するものでございます。それと併せまして、歳出の必要額がございます。それと併せて各町村の分担金、それと負担金ともに相殺する内容が含まれております。そういったところで、12ページ・13ページの1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金、これにつきましては、1,909万3,000円の減額としております。これにつきましても構成町村の分につきましては、説明欄のとおりでございます。続きまして、2項の分担金でございます。これにつきましては、衛生費にかかるものの費用となっております。これにつきましては642万5,000円の減額となっております。これにつきましては、それぞれの施設分担金、普通分担金、特別分担金といったかたちで各構成町村別は説明欄にあるとおりでございます。これにつきましては、A3資料1ページ、それと裏面の2ページをご覧ください。この詳細説明につきましては、まず、A3資料の1ページをご覧くださいませうでしょうか。上段の令和4年度の精算分でございます。先ほど申し上げました令和4年度の繰越金、余剰金と致しまして、3,120万3,000円がございました。そこで当初予算では前年度繰越金といったかたちで、計上を130万円にしておりまして、その差額が2,990万3,000円、これを減額するものでございます。そして、この表の精算表を見ていただきたいのですけれども、負担金と致しましては、2,259万6,000円でございます。それと衛生費に係る部分では730万7,000円、この上段の一番右側の計欄でございます。町村ごとの内訳は、その横に記載したとおりでございます。続きまして2段目の、令和5年度

2号補正分としまして、合計欄786万2,000円を増額するものとして、5年度の分として計上してございます。この必要額からまだ裏面の方でございますけども、補助金等を差し引いたものが町村のそれぞれの一番下の表といったかたちになります。続きまして、また予算書12ページ、13ページに戻っていただきたいですけども、続きまして、府の支出金でございます。4款、府支出金、2項、委託金、1目教育委託で17万7,000円をこちらで計上させていただいております。こちらは、教育委員会所管の子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業として、歳入を計上させていただいております。この委託金につきましては、教育費の財源充当としております。続きまして、その下の段になりますけども、6款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金でございますが、後ほど歳出でも説明させていただきます相楽東部クリーンセンターの委託業務の財源として計上しております。一番下の段、繰越金でございます。先ほど来説明させていただいております、令和4年度の繰越金から当初予算計上分130万を例年見ておりますので、それを除いた分2,990万3,000円を計上するものがございます。続きまして、歳出の主なものを説明させていただきます。歳出につきましては、14ページから19ページになります。別添のこのA3の資料につきましては、申し訳ございません、3ページ以降といったかたちが歳出の明細になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。予算書14ページ、15ページの主なものと致しましては、まず、中段でございます4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費、ごみ袋追加購入代金として150万2,000円、これにつきましては、和東町の追加の購入分として計上しております。大きなものと致しましては、続きまして、3目、施設整備費といったかたちでは、施設周辺除草委託が69万4,000円の減額、それと先ほど歳入でも説明させていただきましたテールアルメの擁壁安全対策調査事業と致しまして、相楽東部クリーンセンター応急対策検討業務委託と致しまして330万円を計上しております。続きまして、予算書16ページ、17ページをお開きください。5款、教育費、2項、小学校費、並びに3項、中学校費でございますけども、各小中学校の管理費の諸経費でございます。その他委託料として入っておりますものにつきましては、これは大きなA3の資料の4ページ以降にも書いていますけども、各小・中学校のネットの環境を改善するためにアクセスポイントを増設するものとして、各小中学校の経費として上げさせていただいております。また、16ページの下段になります社会教育施設費でございますけども、図書室の運営事業費と致しまして、南山城村図書室の運営諸経費、これにつきましては、工事請負費9万6,000円と備品購入費26万8,000円を増額として計上しております。これにつきましては、図書室のメディアコンバーターにかかる費用でございます。それと、最後の歳出のページになります。18ページ、19ページでございます。3目、文化財保護費、文化財保護事業で事業費の15万2,000円と事務費の24万7,000円を計上しております。これにつきましては、南山城村、和東の2か所に文化財の表示看板を設置するものとして計上するものがございます。それと5項の保健体育、1目、保健体育総務費でございますが、スポーツ推進委員会ということ

で委託料を計上しております。これは近年、コロナでしばらくやっておりませんでしたスキー教室等の事業を今年度は開催するといったかたちで、委託料として33万3,000円を計上してございます。以上が補正予算(第2号)の主なものとしての概要の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(西 昭夫)

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。11番、久保議員。

◎ 11番(久保 憲司)

11番、久保です。予算書15ページをご覧ください。今回、先ほどいろいろと質問なり議論のあったところですが、テールアルメの擁壁安全対策等調査事業に330万を計上されております。先ほど責任の問題をお話ししましたが、これが第3次工事を前提にしたものでないということになれば困るし、ただ、残っている金は1億8,669万円ですけど、この330万円を既に引くと、また、これから減っていくわけです。当初3億8,000万円あったものが少なくともこの金額の中で決着がつかなければ、それこそ何をやってきたんだろうなということになってしまうわけで、その辺、この330万円でどういう方向性のところの検討をされるのか、検討の方向を聞かせていただきたいと思ひます。

◎ 議長(西 昭夫)

平沼連合長。

◎ 広域連合長(平沼 和彦)

先ほどの答弁の中にも雨が災いしたということもありましたが、今後、この状態を放置すると、まだもう少し被害が拡大するというおそれもありますので、まずは雨水の浸透を防ぐということで、今の法面に膜を張るといふか、防水シートで養生して、雨水をなるべく外に出してしまうと、浸透じゃなしに、そして、また雨劣を防いで、そういった保護をしようというのがその300万の、違ひます。

◎ 11番(久保 憲司)

それは違うんじゃない、そんなはずはない。

◎ 議長(西 昭夫)

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長(馬場 正実)

答弁をさせていただきます。この330万円につきましては、今出ていますいろいろと議論がありましたけども、これの修復をどうするかということではなくて、現場をいかに今の状態で安定的にもたすかということを前提に、どういう策があるかということを検討していこうということでございます。即座に工事を発注するとかという問題ではなくて、このお金を使ってどのようにすれば雨水が原因でないと、今一番問題になっているのは雨水でございますので、この雨水がどのように流れるかという調査をした上で、その後に、また改めて工事をするのか、それとも解体に向けて動くのか、この辺の判断をしたいということで、この330万円を使わせていただきたいということでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

11番、久保議員。

◎ 11番（久保 憲司）

ちょっと期待した答弁と少し違っておりました。この330万円で安全対策工事の抜本的対策を考えはるのかなと思っていたのですけれども、そうでもないんですね。この後ろに1億8,000何がしか残っているもので安全確保事業を最終的にどうするかという、どうするかというための330万円ではないのですか、もう一回確認します。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

今、久保議員が言われたとおりでございます。この330万を使って抜本的な工事をやるのではなく、今後に向けてどのようなかたちに持っていくのが一番ベストなのか、ベターなのかということを検討するというところで考えております。

◎ 議長（西 昭夫）

11番、久保議員。

◎ 11番（久保 憲司）

どうも質問の仕方が悪いのかな。そこは分かっているのですが、暫定的な工事の結果になる可能性もある中で330万という感じにも聞こえるんですね。あと1億8,600万が残っているわけだから、その範疇で、かつ恒久的に安定したものをどうするかという考え方の調査費ではないんですね、そうしたら。それは調査をした結果、そんな1億も何もかからなくても、もっといい方法があるというのが見つければ、それに越したことはないですよ、何も1億8,000万を使えと言っているわけではないです。ただ、雨水を避けるのにいい

方法があったらそれでいいというふうに聞こえたのですけれども、雨水なのか地下水なのか、そもそも地盤が滑っているのかとかということも含めて調査をした上で、やはり抜本的な工事をしないとあかんといえ、そういう工事だし、いや、そこまでしなくてもできるという方法が見つかればそれもよしだし、ただ、私が申し上げておきたいのは、330万とはいえ、そういう工事で恒久的な方法を見つけ出したその結果の調べ出した答えには、もう3次工事は後ろにおまへんでということ、2期工事で終わりですと、この330万で終わりと言っているのではないですよ。これから調べ出した最終的な案のその工事で終わりということには責任を持つ方向で考えてくださいねということをお願いしているわけで、そういうことです。3回目の質問で終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

今おっしゃったとおりでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

建屋の件ですけれども、結局、建屋をしばらくもたさないとあかんから、今のようややこしい話になっているのかなと、建屋もすっぱりと取ってしまって、元の山に戻すというのだったらそういうことは必要ないわけで、建屋をいったい後、何年もたせなければいけない状態なのか、何でそういうことになっているのか説明してほしいです。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

答弁させていただきます。今の件につきましては、建屋をもたすというよりも、あの施設全体をもたせたいということでございます。どういうことかといいますと、今現在、ごみにつきましては、緊急避難的に民間委託をしております。これは来年4月に3町村揃ってもう一回お願いをするという契約がございます。これも含めてあの施設は、今は休炉の状態でございますので、廃炉という段階を求める場合の段階の対応ということで理解していただいております。



◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

鈴木議員と一緒に話になると思いますけど、そんなことを言っている場合じゃなくて、1回廃炉じゃなくて、全部を撤去したときの費用も出してほしいなと思います。いい加減に行政がずるずるずるずるといろいろな言い訳をしてくれていますけど、それも重々理解をしていると、そうだけどころなことよりもいつにどんな金がかかるのかというのは、やはり皆不安なのです。この先どんな出資をしないとあかんのか、それが出費になるのか投資になるのか、だらだらだらだらだらするから、いろいろな人の意見を聞かないとあかんから、こうやと決めるものを一遍首長さんらが出してほしいなと思うわけですよ、腹をくくって。10年後に皆さんがいるかどうか分からない話をするよりも何をせなあかんのか、330万が高いや安いかわかりません。水が止まるかどうかもわかりません。そうやけど、あそこを壊さないとあかんのは確かです。その数字を一切聞いたことがない。それはおかしいなと思います。それを先送りにしておいて、今の雨水のことで皆がもめると、これは大人のやることですかね。そんなに皆さんは人生のお時間に余裕があるのか。次の若い子らがどうやってこれを見ますか。そうでしょう。ちゃんと未来を見据えて3町村が一緒にやるのか、ばらばらになるのかわかりません、このままやったら、不安しかありません。これは住民さんに言えますか。ちょっと一遍真剣に考えましょうよ、正副連合長。

◎ 議長（西 昭夫）

馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

誠に今のご意見につきましては、真摯に受け止めたいと思います。ただ、現段階で今の施設を解体する費用が幾らというのは、実際に算出されておられません。ですので、今の段階で、推測で先ほど久保議員がおっしゃったように1億8,000万で終わるのか、それ以上がかかるのかということでございます。この辺については、今後、今の対策も含めた中で検討をする中で随時出していきたくて、できるだけ早期に、これは皆さんに提示をさせていただきたい。提示をした段階で、実際に今度は今のごみがどのようなかたちで処理されるのか。処理していくのかということも含まれてきますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

副連合長が言いほすることはよく分かります。ただ、逆の説もあるわけじゃないですか。てっぺんはこれだけの費用がかかる、それまでのプロセスをどうやって埋めていくかというやり方もあると思います。そのやり方も踏まえて、やはりきっちりとした数字を出して、ではそれに行きつくまでの1億8,000万になるのか、何になるのか分からへんけども、どうやって支出をしていくのか、投資をしていくのかという議論に変えていかないと、やれ何ぼを使った、次は何ぼいるみたいな話をしているのは、これは、僕は政治じゃないと思っています。せつかく裁判をやって、あの長い間皆尽力してきて、やっとなつかんだ和解金じゃないですか、これが有意義に使われているのかどうかというのはなかなか答えが出にくい、今回は自然が相手だから、そこはよく理解をしているのです。でも、あれを壊さなあかんのは確かなので、そこからの逆説を立ててもらってもいいのではないかなと、それは建設単価も変わるいろいろな情勢は変わると思う。そうだけ何か1つきっちり動かんものをつくらへんかったら、もう多分、東部じんかい、なくなると思うのですよ、この組合が、集まりが、そんなことをこの午前中で思ったので、やはりなおさら僕は言いたい。だから330万がどうかじゃなくて、もっと未来の話をしましょうよ。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

そんなに何もかもしていないこともないのです。ざっくりと解体ということも、それは相場というものもつかんではおりますし、むしろ壊す費用というのも、全然、補助金の対象にならないと、もし補助金の対象になるならば、その場所で建築しかないということになってきます。それと、こういった事例は、全国には結構あるので、そのうちにどこの自治体も解体費用を何とかしてほしいとかという声はそのうち上がってくるのではないかと、もう少し様子を見ようということもあるのです。待っていて、同じ皆苦しんでいる自治体が、これが何とかしてくださいということで、政府に要望をして、それで幾らかの補助金をつくることも先々あるのではないかという、そういった期待もありますので、もう少し時間を見ておこうということを思っています。それが果たしていつまでやということになってきますと、今現在、伊賀市さんをお願いをしているのは、緊急避難的ということで、これは前々から今のクリーンセンターを存置しないことにはそういったことも言えないという、ちょっと背に腹は代えられない部分があります。だから、それがはっきりとした時点で、また、もう少し詳細にわたっての見積りをして、また、その財源をどうするかということになりますけれども、今すぐにそこまでは行けない。むしろ安全だけ確保するようにしようというのが我々の考えでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

それは僕もよく理解はしていますと、そうやけど現状それで決算不認定を食らっているわけです。これは事実ですよ。この事実をもって、どうやって運営するのかというのを考えるのが3管理者の使命じゃないですか。もう数分前ですよ、びっくりしました。実際にそれが教育にも影響してきたりとかいろいろな懸念があるわけですよ。だから、ごみ行政だけで回っているわけでもないし、教育行政だけで回っているわけじゃなくて、この3町村が、この課題に対してどうやってこの人数で取り組むかという組織じゃないですか。だからまあまあリーダーの大変さも理解はします。ただ、やはり住民に説明できたりとか、全部が全部さらけ出してじゃないじゃないですか。考え方はこうで、こういう費用がかかって、こういう道筋をつくっていくんやという話をしてもらわないと、ただの出費に見えて、やはり議員としてはそれに対して意見をせなあかん、議論をせなあかん、時にはネガティブにならないとあかん、それではあまりにも好転しないので、その仕組みをそろそろ皆さんでお考えになってみてはどうかと、そこに寄り添える議会をつくっていただきたいというふうに思っているわけですよ。だから、僕は基本的に支出はしたらいいと思います。公共事業はしないとあかん。その中でどういう責任と役割があるかということを果たしていく、だから、僕たちは手を挙げる、声を上げる、行動するという組織だと思っているのです。ぜひとも一度またやり方なり考え方なりを皆さんでお考えになって、議会に持ってきていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

4 番、畑議員。

◎ 4 番（畑 武志）

先ほどの決算で議決でびっくりしました。これは私はずっと顔を見ていたんやけど、連合長に対する完全な不信任ですよ。しかし連合長として辞めることは、これは許しません。そこで午前中に岡田議員から、また坂本議員から今後の取組についていろいろとお聞かせいただきました。岡田議員からはずっと経緯を説明いただきました。これは私も大体のところは分かっていたのです。そうやけど、さすが岡田議員は、その辺のことは全部承知されている。南山城村は向こうへ完全に傾いていることは皆さんは承知しています。もう一つ分からないのは笠置町なのですよ。議員の皆さん方に聞いたら何か分からんと、和東の場合は、町長は、この間、新聞に載ったようにああいう考えだと思います。和東の中ではこんな論議を何もしていませんよ。だけど今その論議も必要なのですけど、今、坂本議員が言ったように、あの施設をこれからどうするんやと、これも大変大事なのです。今、連合長から言われ

たように、解体するには補助金がないと、これも十分分かっております。しかし、下島というところに、いわゆるあの迷惑施設を建てたのは和東町なのです。これは皆さんに了解をいただいて、その後、最終処分場は南山城村に持っていくと、これは平成7年、8年にもそういうような協定書を結んでおられるのです。だから、その辺のことも履行しないで、さあ、向こうに行きましょう、向こうに行きましょう、これは、私は納得できないですよ。村の皆さんがどのように思っておられるか、あれだけ迷惑施設だと下島に対していろいろな迷惑をかけていると、私らは地元だからよく分かるのですよ、声はまともに入ってきますよ。それを今新聞報道でぼんぼんぼんぼんと言ったら向こうへ行くのですかというふうなかたちになってきて、今までの議論が何もされていないのです。連合長の考えは分かりました。そうすると笠置の副連合長の中さんについての考えをここでしっかりと教えてください。わーっと今だったら何も分からないのですよ。これだけ1つ、よろしく頼みます。

◎ 議長（西 昭夫）

中副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

ただいまの畑議員のご質問でございます。笠置町として10年後、ごみをどうしていくのかということを実際に今考える必要があるということが1点と、現在の和東町のクリーンセンターをどうしていくのかということも当然ながら同時に考えていかんとあかんと、ざっくりとどの程度の費用がかかるのかとか、解体をすれば、どれぐらいの費用がかかるのか、また、解体の方法をどういうふうにするのかというようなことの議論も連合の中ではしております。今、お話しできるのは、10年先の話ではありますけれども、町として住民に対して安心してごみを出していただけるような体制というのを今から構築しておかないとなかなか難しいと。和東町さんのことに関しては、私も一緒に3町村そろって何らかのかたちでの統一的な仕組みの処理というのができたらいいなということで、先ほども言いました堀前町長にもお会いしたし、その堀さんの意向をもって伊賀市長さんのところにもお話を伺っています。基本的には3月末までということだったのですけれども、伊賀の市長さんも東部3町村は3個1で回っているのですよねということで、事情は分かりますので配慮させてもらおうと思っておりますという返事だけをいただいて、私は帰っているのです。その後、すぐ堀さんが亡くなってしまったので報告まではできへんかったのですが、笠置町としてはどう思っているんやというご質問ですので、10年後にちゃんとごみの処理ができるように検討していきたいと、ほかにまだ具体的に今、任協で法定協になり、法定協の中で話し合われるというのはどの程度のお金がかかるのか、どれぐらい分担をしてもらわないとあかんのか、人員配置をどうするのかというようなことも含めて、そういうことを話し合われて、そして、今枠組みは2市1村1町になりますけれども、その枠組みの中で共同処理ができるのかどうかということを検討するというのが法定協の目的になっており

ますので、そのことについては途中経過をきちんと報告させてもらいながら笠置の住民の方にも納得していただけるようにしていきたいというふうには考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

畑議員。補正に絡めて質問をしてくださいね。

◎ 4番（畑 武志）

一番大きな問題ですよ。14ページのじんかい処理施設管理費の中で行きます。ついでは関係ありません。これは一番大事な問題です。今、副連合長の中さんから答弁をいただきました。3つが足並みをそろえて行くということですね。法定協議会はもう少し先になるような答弁に取ってよろしいですか。だから、その間に和東も入れようという、和東も話をしようということですね。そのように取ってよろしいですね。ところがさっきの私の話に戻ります。1億8,000万円の基金を積んでおります。解体にどのぐらい要るか分かっているのですか。こんな金額は行かないと私は思います。そこへ法定協議会を立ち上げて600万、700万の金を入れて解体は和東が持ちなさい、どこ持ちなさいということになってくると思うのです。それは1億8,000万に収まったらよろしいですよ。これは、私らは素人だから分かりませんが、あそこは2トン車しか通れないような道なのです。地元の下島区に対しても、先ほど言ったように和東町の人間はすみませんでしたという答えを持っております。しかし今、先ほど4年のときに全部反対されたのです、村も、笠置だって、その辺の何の痛みもないから私もこのことを言いたいのですよ。これからの問題を先に考えてくださいと、平行して考えるのはそれは分かります。10年後だから、今考えておかなければいけない、これは十分分かっております。今日に言って明日できるものではありません。しかし、その問題も棚置きしてあるようにしか取れないのですよ。そこはどうですか、連合長は分かっていると思いますわ。でも最後に連合長からそういう話だけお聞かせいただきたいと思います。ちょっとでも心の安心ができると思います。だから最終的に村のごみは、それはそっちに行きはっても私らは止めることも何もできません。笠置だつて行きはったら止めることはできません。しかし、先ほど言った問題は残ってくるのです。それと同時に平行して進んでほしいです。その気持ちだけ酌んでください。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

本当にすごく理解しております。それで、今のところは2つの分かれてはいるのですが、クリーンセンターについては、当然3町村はこの後も責任を持ってやります。私も解体費、今おっしゃったように1億8,000万ではできないだろうということは感じてはいる

のですけども、なるべく本当に少額で済むというような方法を探れないだろうかということももちろん考えております。あそこに大きなピットもありますので、解体したコンクリートを粉砕したらピットに収めて、あとは蓋をしてしまうと、それと、そこで再利用するという方法を探れないだろうか、もう一つ、その中にダイオキシンが実際にあるかないかということもありますので、そういったものも調査をしながら現場で処分ができれば一番いいかなと、あの土地は連合の土地ですので、それで有価物も結構あります。本当に早く売るほどいいでしょうけど、コンベアーにしろポンプにしろモーターにしろ、相当有価物もあります。また、鉄骨の解体なんかでも、今は鉄骨としてまた再利用というか有償で処分ができます。問題はコンクリートの部分なのです。そのコンクリートの部分、鉄筋はまた売れます。コンクリートだけはものすごく大きな広いピットに細かく砕いて入れて、そういう方法を探れないかなと、そうしたら、かなり解体費が安くなるのではないかなと思っていますので、そうしたら搬出する、あそこを通らなくて済みますし、そんなことができないだろうかということもいろいろと研究したいなと思っています。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

分かりました。最後に、この問題で言ったことを忘れないで1つ、平行して取り組んでください。終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、由本議員。

◎ 8番（由本 好史）

8番、由本です。クリーンセンターの応急対策を検討するということなのですが、どういった顔ぶれで検討されるのか、また、この積算根拠、330万円の、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

小森局長。

◎ 事務局長（小森 豊久）

由本議員からのご質問にお答え致します。当該業務で考えてございます内容の1つ目と致しまして、雨水の滞留が顕著となっております調整池の排水ルート及び排水方法の検討を行うというのが1点目でございます。2つ目と致しまして、応急対応が容易な廃土及び押

え盛土によりまして、変状の進行抑制をどのようにすればいいのかという安定対策のための検討。そして3つ目に、盛土内への雨水の浸透を抑制するため遮水シートの敷設範囲ですとか、材質に関する検討、これが主なものでございます。積算につきましては、大体測量が法面の安全対策で必要とされている測量が資料の内訳がないのですけれども、大体直接の経費といえますか、約40万円が調整池の関係の検討、それと法面の安定検討が大体160万円から70万円、その他、40万から50万ぐらい、その他原価等としてかかってまいります。その点が大体的内訳でございますけれども、以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

検討のメンバー。馬場副連合長。

◎ 副広域連合長（馬場 正実）

顔ぶれするメンバーでございますが、基本的には前回現場を熟知しております業者を中心に、もう一度検討していただくということでお願いをしております。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑。5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。教育費のアクセスポイント増設について確認をしておきたいのですけれども、アクセスポイントを増やしてどんな期待値が高まるのか、説明願いたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

坂本議員の質問にお答えさせていただきます。まず、このたび、アクセスポイント増設施策ということで補正予算を計上させていただいております。アクセスポイント増設施策につきましては、管内小・中学校5校でそれぞれ計上をさせていただいております。アクセスポイントとは、電波を送受信する機器装置で、タブレットなどのWi-Fi接続が可能な機種とルーターを無線でつなぐものとなります。現在、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現に向けまして、学校内のネットワーク環境の確認整備を行いましたところ、相模東部広域連合小・中学校でタブレットを用いたICT教育を推進しておりますが、かなりネットワークの環境が脆弱な状態にもございました。そういった中で、実証実験等を行いましたところ、環境がかなり改善されました。来年の4月には、また国や府の学力テストもございます。デジタル教材等を使った授業が円滑に進められるようにという効果があるとこ

ろでございます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

これは学校内で例えば、この授業を違う教室で受けられたりとかということも可能になったりしないのかなと思って、環境が広がるということは教室にいっぱいつくということだから、何でそんなことを思うかという、今日、一般質問でもさせてもらったように受験対策、これは京都市内の学校って点数を取らないといい学校に行けへん。何でかという内申点の争いがすごくて、内申点って僕ら小規模の学校より低い、僕らの子どもって今現在、進行形で受験真ただ中の子どもを持って分かったことなのですけど、この東部3町村の子どもって内申点がめっちゃ高いのですよ。これはめっちゃくちゃ有利なのですね。子ども好きの馬場副連合長はよくご存知だと思います。これは受験にめっちゃくちゃ有利なのですよ。ただ、学校の勉強と進学をガチで狙いにいったときに子どもの体力がもたないのですよ。学校側にこれを問い合わせると何というかという、皆さん勉強ができる子ばかりじゃないのでねと、普通の子もいたら頑張らないといけない子もいると、この平準化で都市部の教育とは異なりますという説明が学校の先生からは返ってくる。でも、これをしていたら、うちの利点を生かしていないのも事実なのです。だったら学校には行くが、授業はタブレットで受けられる、皆と同じ学習を受けられる、でも、そういう意欲のある子は多分どっちもできるのです。要旨は聞く、自分がやらないといけなところは別の学級でやる、そういう差別化ができるのではないのかなと思うのです。W i - F i 環境を整えたりとか、そういうシステムをつくっていけば、だから、やりたいことは何があってもやるのですよ、やりたいから、だからどこに合わせるかというのが公共やからみたいな話をするのだったら、それも当然だと思いますけど、選択肢があってもいいのではないかなと思うのですよ。だから、こういうW i - F i 環境だったりネットワーク環境を整えて、この地域の子どもの価値を上げたら、外の見る目が変わる、これは町の価値が上がるわけです。これが教育に試されている政策だと思っているのです。せつかくほかの子よりスタートダッシュを取れるのに、点数が取れへんからここに上がられへん、めっちゃくちゃうちの町は損をしているのです。だから、城山台にあれだけ学習塾ができるのですよ、可能性があるから。もうちょっと広い視野で、この予算の行く末をまた語っていただきたいなと、僕はこの補正予算に大いに期待しているのですよ。頑張ってください。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。



◎ 教育長（岡田 善行）

ありがとうございます。アクセスポイントの点についてもうちょっと補足説明をさせてもらおうと、要するに取り外し式の電源コンセントにワットさせるルーターを置くわけで、もともとの疎水といいますか、線が太いわけではないので、今来ているやつを応急的にルーターを置くことによって容量が早くつながるようになっていくというのを、取りあえずは採ろうかということなのです。というのは、今大体廊下なのですけど、廊下にアクセスポイントがあって、そこに近い教室では早くつながるのですけど、ちょっと離れますと電波が弱くなってつながらないと、そういうことでルーターを置くことによって、これは取り外し式のやつを今要望していますので、これを持って別の教室に行くと、またそういうことが可能なので、取りあえず、そういうものを応急的につけようというのが今回の補正なのです。ですが、この補正では対応できませんし、今言っているのは1GBで最終的にはそういうもっと太い線を通さないと今後の教育に対応できませんので、今後そういう太い線を通す工事を要求させてもらおうかなというのがあります。もう一つは、坂本議員がおっしゃった差別化の話ですけども、これは差別化というよりも国の方針として個別最適な学びということが出ていまして、これは、しきりに僕は学校に言っています。ですから一斉授業をやめてくれと、いわゆる一斉授業といいますのは、先生が黒板とチョークで同じ内容を全員に同じようにするという僕たちがちょうど受けてきた教育なのですよね。これは、今はナンセンスです。今先生たちはどんな授業をしているかという、それぞれのクラスの中、生徒の中にはやはり低学力の子も中間層も上位層もおるわけですよ。これを一律に、今までは大体平均よりも少し下でという話で皆が分かるという言い方で、これは詭弁なのですけど、皆が分かることなんかあり得ないのですが、そういったことで仕方がないので40人、50人の生徒を一律に教えてきたのです。ですが国もこれはおかしいということで、個別に、その子の能力に応じたように授業を進めてくれという方針が出ていますので、そういう授業をしてくださいというふうにしています。今は過渡期で一気には変わりませんが、先日、南山城小学校でその授業を見事にやってくれました。もう子どもは席に座って自分1人で勉強をしているという子はいません。友達と話をしながら、さすがに小学校でするのでタブレットは使っていませんでしたけども、話をしながら自分たちの課題を研究していくと、笠置中学校もタブレットを使いながら興味関心に基づいた自分の勉強をするようになっていきます。これがどんどんどんどん進化していきますので、当然、タブレットは必要になりますし、そういった教育がこれからどんどん進んでいきます。これを早くしないと坂本議員がおっしゃるように、賢い学校といいますかね、そういうことができる私立なんかはどんどんこれをやっていますので、どんどん公立学校と差がつくわけですね。ですから、うちもどんどん進めていかないと、やはり同じように皆文科は言っていますから、同じようにやり出すとどんどん差がまた開いていくわけです。ですから、早くそういう授業を教員のそういう資質能力を上げて、その授業ができるように今一生懸命急ピッチで要請しているところです。ただ、環境の問題や教員の資質能力の問題、子どもにちょっとした戸惑いもあります。やはり従来型の授業が

よかったわと言う子どもさんもいやはるし、保護者の方もそういったご意見もあります。ですから、なかなか一斉に理解していただくのはしんどいですが、時代としてはそういう方向になっていますので、そういうふうに進めていく所存であります。今ちょうどやりかけていますので、もうしばらく待っていただきたいなというふうに思いますし、環境整備の点でご協力いただきますようによろしくお願い致します。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

教育長、前向きでポジティブでありがたいなと思います。現状、補足、今の子どもって受験勉強をするのに学校を休むのです。受験勉強がしたいから学校に行かないと言うのです。これを親に言われたときに何と言えます。しかも仲がいい子と一緒に休みよる。話を合わせて、そういう現状があるから僕はある程度選べたりとか、自由に自分たちでコーディネートできる、自分の弱い授業を出たらいいし、でも学校には来るから自分のやりたいことができる。もちろん自分の宿題もやらないとあかんし、学校の宿題もやらないとあかん。これで寝るのが2時、3時になるわけです。朝の効率のいい時間に勉強ができないのです。それを是正できるのは、今、学校教育だけなのです。だから、そういう側面がやはり今現代社会であると、だから学歴が全てではないが、進路が人生を左右することは多いに考えられる。じゃあ田舎で、この武器をどう使うかということをやはり教育行政として展開していただきたいと思いますので、補足でお聞きいただけたらなと思います。答弁は必要ありません。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

討論なしと認めます。これで討論を終結致します。これより採決します。議案第8号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者 多数）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手、多数です。したがって、議案第8号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に附することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に附することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和5年相楽東部広域連合議会第3回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでした。

地方自治法第123条2項の規定により署名する。

相楽東部広域連合議会議長

署名議員

署名議員